

令和4年 9月定例会

綾川町議会会議録

(第 4 回)

令和4年 9月 9日開会

令和4年 9月15日閉会

綾川町議会

令和4年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第120号

令和4年9月9日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第4回定例会を招集する。

令和4年 9月 2日

綾川町長 前 田 武 俊

開会 令和4年9月 9日 午前 9時30分

閉会 令和4年9月15日 午前10時52分 (会期7日間)

第1日目 (9月9日)

出席議員15名

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 大 西 哲 也 |
| 2番 | 森 繁 樹 |
| 3番 | 小 田 郁 生 |
| 4番 | 三 好 東 曜 |
| 5番 | 松 内 広 平 |
| 6番 | 十 河 茂 広 |
| 7番 | 植 田 誠 司 |
| 8番 | 西 村 宣 之 |
| 9番 | 大 野 直 樹 |
| 10番 | 岡 田 芳 正 |
| 11番 | 井 上 博 道 |
| 12番 | 福 家 功 |
| 13番 | 福 家 利 智 子 |
| 14番 | 鈴 木 義 明 |
| 15番 | 河 野 雅 廣 |

欠席議員

安 藤 利 光

会議録署名議員

- | | |
|----|---------|
| 5番 | 松 内 広 平 |
| 6番 | 十 河 茂 広 |

職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 水 谷 香 保 里 |
| 総 務 課 副 主 幹 | 穴 吹 由 美 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 津 村 高 史 |

地方自治法 121 条による出席者の氏名

| | | |
|-----------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 前 田 武 俊 |
| 副 町 | 長 | 谷 岡 学 |
| 教 育 | 長 | 松 井 輝 善 |
| 総 務 課 | 長 | 宮 前 昭 男 |
| い い ま ち 推 進 室 | 長 | 福 家 孝 司 |
| 支 所 | 長 | 宮 脇 雅 彦 |
| 税 務 課 | 長 | 宮 本 佳 和 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 岡 下 進 一 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 小 泉 秀 城 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 | 長 | 横 井 邦 洋 |
| 建 設 課 | 長 | 田 岡 大 史 |
| 経 済 課 | 長 | 福 家 勝 己 |
| 副 支 所 長 兼 長 柄 ダ ム 再 開 発 事 業 推 進 室 | 長 | 松 原 敏 和 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 緒 方 紀 枝 |
| 保 険 年 金 課 | 長 | 土 肥 奈 緒 美 |
| 陶 病 院 事 務 | 長 | 辻 井 武 |
| 健 康 福 祉 課 | 長 | 土 肥 富 士 三 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 杉 山 真 紀 子 |

傍聴人 9 人

議 事 日 程

9月 9日（金）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2号 綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 物品売買契約の締結について（令和4年度綾川町保育支援システム用タブレット端末等導入事業）
- 第 6 議案第 4号 物品売買契約の締結について（令和4年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業）
- 第 7 議案第 5号 令和4年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第 6号 令和4年度綾川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第 7号 令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 第10 決算審査特別委員会の設置について
- 第11 請願第 1号 こども園、学校、公民館等における子どもの健全な育成を求める請願書
- 第12 陳情第 1号 「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書（案）」の採択を求める陳情書
- 第13 報告第 1号 令和3年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第14 報告第 2号 寄附金の受納について
- 第15 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について

追 加 議 事 日 程

- 第16 発議第 2号 農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書について

9 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和4年8月

| 月 日 | 会議時刻 | 場 所 | 会議の区分 |
|-----------|------------------|----------------------|--|
| 9月 9日 (金) | 午前9時 | 第2会議室 | 議会運営委員会 |
| | 午前9時30分 | 綾南農改センター 2階多目的ホール | 本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 決算審査特別委員会設置 委員会付託 |
| | 本会議終了後 | 農改2階ホール | 全員協議会 |
| | 全協終了後 | 農改2階ホール | 決算審査特別委員会 |
| | 決算審査特別委員会 終了後 | 第2会議室 | 議会広報編集特別委員会 |
| 9月12日 (月) | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 総務常任委員会 |
| | 午後1時30分 | 農改2階ホール | 厚生常任委員会 |
| 9月13日 (火) | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 建設経済常任委員会 |
| 9月14日 (水) | — | — | 休会 |
| 9月15日 (木) | 午前9時 | 第2会議室 | 議会運営委員会 |
| | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 全員協議会 |
| | 午前10時 | 綾南農改センター 2階多目的ホール | 本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 ・決算審査特別 採 決 |

★議案発送は 9月2日(金)の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 9月5日(月)11時30分です。

★議会におけるクールビズについて(10月31日まで)

- ・本会議では、原則、上着着用とする。(ノーネクタイ可)
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。*但し、議員徽章は着用のこと

★新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、基本的な感染防止策の徹底を引き続き、お願いします。

令和4年 第4回 綾川町議会定例会 第1日目

9月9日 午前9時30分開会

○議長（河野）おはようございます。

開会前に、16番、安藤利光君より本定例会会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第4回綾川町議会定例会を開会いたします。

今定例会も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、主に、このホールにての開催といたします。なお、「本会議の録画用ビデオカメラ」の撮影と議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番松内広平君、6番十河茂広君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、大野直樹君。

○議会運営委員長（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○議会運営委員長（大野）おはようございます。

ただいま、議題となりました、今定例会の会期等につきまして、去る、8月16日、8月26日、また本日午前9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び、議会事務局長が出席し、当局から前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出議案概要及び、諸行事等を考慮して、本日より9月15日（木）までの7日間といたしたいと思っております。

また、今定例会に提案される案件は、執行部からは、議案7件で、条例案件で一部改正が2件、契約案件2件、予算案件2件、その他案件1件であり、そのほか、報告2件の計9件であります。

議会からは、決算審査特別委員会の設置、請願1件、陳情1件、閉会中の継続審査の申し出の計4件であります。

よって、今定例会に提案される案件は、合計13件であり、議事日程については、配布のとおりでございます。なお、「こども園、学校、公民館等における子どもの健全な育成を求める請願書」及び「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書（案）の採択を求める陳情書」につきましては、協議の結果、今9月

定例会において、所管の常任委員会に付託することとし、請願第1号については、総務常任委員会に、陳情第1号については、建設経済常任委員会に付託し、審議することと決定いたしました。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する提案理由のご説明をいただきます。その後、各議員から通告のあった一般質問を順次行います。

なお、日程第9、議案第7号の、「令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定」につきましては、綾川町議会基本条例に関する運用指針に基づき、議長及び、議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会にて、審議を願うこととし、一般質問終了後に、同委員会の設置議決をいただきたいと思います。その後、上程議案を所管する常任委員会、及び、特別委員会に付託し、本日の会議は散会といたしたいと思います。その後、「全員協議会」、「決算審査特別委員会」、「広報編集特別委員会」を順次、開催を願います。

次に、今定例会の会期中における会議の予定について、ご報告を申し上げます。来週、9月12日、午前9時30分より、総務常任委員会、午後1時30分より、厚生常任委員会、翌、9月13日、午前9時30分より、建設経済常任委員会、翌、9月14日を休会とし、翌、9月15日を、今定例会の最終日とし、午前9時より議会運営委員会、9時30分より全員協議会を順次開催した後、10時より、「本会議」を再開し、各委員長報告の後、質疑、採決の順で進め、今定例会を閉会といたしたいと思います。以上が、今定例会の会議日程であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長のご報告といたします。

○議長（河野）本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月15日までの7日間といたしたいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日から15日までの7日間と決定いたしました。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から、日程第9、議案第7号、「令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」までを、及び日程第13、報告第1号、「令和3年度綾川町健全化判断比率及び資金不足判断比率について」及び、日程第14、報告第2号、「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）おはようございます。提案理由を申し上げます前に、まず、町民の皆様
に、これまでの新型コロナウイルス感染拡大防止に対するご理解・ご協力に対しまして心よりお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は、全国と同様に感染力の強いB A. 5系統を中心とする感染が急速に拡大をしております。県下においては、7月下旬以降、新規感染者数が1, 000人を超えた日が続き、お盆明けには、2, 000人を超えた日もありました。本町においても同様であり、8月17日には、98名の感染が発表され、これまでにない新規感染者が確認されている状況であります。県は、「感染拡大防止対策期」のなかにおいて、「B A. 5対策強化宣言」を発出し、感染対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を図ることとしています。

町においては、引き続き、6月から新型コロナワクチンの4回目の接種を進めておりますが、さらに今秋からは、オミクロン株対応ワクチン接種ができるよう準備を進めております。まだまだ、予断を許さず、町民の皆様には、感染防止対策を取っていただき、安全安心な日常を取り戻すため、引き続きコロナ対策にご理解・ご協力をお願いいたします。

それでは、本日開会いたしました第4回定例会にご提案申し上げました議案7件、報告2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、令和4年6月17日に、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に関しての人事院規則及び運用通知が公布・発出され、同年10月1日から施行されます。この国家公務員の育児休業取得回数制限緩和等措置を受けて、地方公務員において必要となる措置については、地方公務員法の趣旨に沿い、育児休業の取得回数制限の緩和等により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため措置を講じるため本条例の一部を改正する必要性があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第2号「綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について」は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第24条の規定に基づく過疎地域の課税免除・不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法の一部が令和4年3月31日に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号、「物品売買契約の締結について」は、令和4年度綾川町保育支援システム用タブレット端末等導入事業に係る指名競争入札を、去る8月31日に執行いたしました結果、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 四国支社長堀野卓氏と消費税込み1, 484万5, 600円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。次に、議案第4号、「物品売買契約の締結について」は、令和4年度綾川町消防団小型動

力消防ポンプ付積載車更新事業に係る指名競争入札を、去る8月31日に執行いたしました結果、株式会社福島商会 代表取締役 福島桂子氏と消費税込み1,518万円 で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号と議案第6号は、予算議案となっております。

議案第5号「令和4年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」は、急拡大する新型コロナウイルス感染症の第7波に対する「感染拡大防止対策」と「生活支援」、そしてウクライナ情勢等による原油価格や物価の高騰などによる影響に緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済の回復を確かなものとする「生活支援・事業者支援・農業者支援」を中心に編成をしております。

「感染拡大防止対策」では、特に小中学校、こども園、放課後児童クラブにおいて陽性者が発生した場合、可及的速やかに感染状況を把握し、かつ1日も早く学級を再開できるように、町独自で学級単位でのPCR検査、もしくは抗原検査を実施いたします。検査委託及び検査キット購入費として、民生費と教育費で、合わせて1,506万3千円を計上しております。

次に、感染拡大に対する「生活支援」では、濃厚接触者の判定を受けた自宅療養者のうち、希望者に対して、綾川町社会福祉協議から生活支援物資を配付するため115万5千円を計上したほか、令和4年度の住民税非課税世帯を基本的な対象者とする1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を給付するため、国庫補助対象事業費の5,097万円を計上しております。

また、小・中学校とこども園では、給食に使用する食材の価格が高騰しており、これまでどおりの栄養価を保ち、食材の価格が給食費に影響しないよう、民生費と教育費で、合わせて1,090万円を計上して保護者の負担を軽減します。

続いて「事業者支援」では、原油価格の高騰が、燃料を一定以上の規模で継続的に使用する事業者に与える影響が大きいため、「原油価格高騰対策緊急支援事業補助」を創設します。この制度は、運送事業者や施設園芸農家において過去1年間に購入した燃料の高騰分のうち、連続する3カ月分の軽油・ガソリン・重油・灯油の高騰分を対象とするもので、農林水産業費と商工費で合わせて2,400万円を計上しております。

また、コロナ禍において原油価格・物価高騰等の影響により利益率が減少し、経営の安定に支障が生じ、経営の改善、安定化を図るために必要な経営資金を借り入れた中小企業者等に対し、その利子補給として200万円を計上しております。

続いて「農業者支援」では、「農業経営継続安定化対策事業補助」、「肥料価格高騰対策事業補助」、「畜産農家経営継続支援事業補助」の3つの制度を創設し、町の基幹産業である農業の継続を図ってまいります。

1番目の「農業経営継続安定化対策事業補助」は、自然災害による収量減少や市場価格の下落などの様々なリスクに備える収入保険と、ナラシ対策の保険料の一部を補助することで、農業者の事業継続や経営の安定化を図るものです。保険期間を3年間と

し、令和4年度では15万円を計上し、さらに令和5年度から7年度までの3年間で860万円の債務負担行為を定めるものであります。

2番目の「肥料価格高騰対策事業補助」は、これから影響が出てくる令和4年6月～10月に購入の秋肥料及び令和4年11月～令和5年5月に購入の令和5年の春肥料の購入額の一部を補助することで、農業経営への影響緩和を図り、持続化を支援するため、令和4年度の予算計上額334万円に加え、令和5年度において1,420万円の債務負担行為を定めるものであります。

3番目の「畜産農家経営継続支援事業補助」は、配合飼料価格高騰の影響を受けている畜産経営者に支援金を支給し、経営継続を支援するもので、飼養頭数に応じ1経営者に対し10万円から50万円を支給するため、500万円を計上しております。

また、この夏、渇水により水不足となっている西分・猪尾地区における飲料水確保事業として383万1千円を計上しております。

この他に人事異動に伴う人件費補正、一部の事業費の補正を含め、全体として議会費ほか8款で1億5,155万6千円を増額し、補正後の予算総額は112億5,406万8千円とするものであります。

また、議案第6号「令和4年度綾川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は、人事異動に伴う人件費392万5千円の増額補正であり、補正後の予算総額は4億6,961万8千円となっております。

以上、2件の予算議案について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」であります。本町に設けております一般会計及び12の特別会計につきまして、その決算を調製いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の議決承認を求めるもので、監査委員の意見を付して、提出しております。

次に、報告第1号「令和3年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和3年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

次に、報告第2号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として匿名の方々より3万円をご寄附いただきました。また、子育て支援寄附金として、綾川町滝宮276番地、綾川町福祉会様より14万円、一般寄附金として綾川町牛川1258番地、坂川富子様より30万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上をもちまして、議案7件、報告2件についての説明を終わります。詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）なお、日程第9、議案第7号、「令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」であります。本日、タブレット及び紙配布しております「決算審査意見書」をもって、監査委員の審査結果の報告といたしますので、ご了承ください。

○議長（河野）次に、「議会関係等の6月から昨日までの主な行事関係」及び「一般質問の通告事項」につきましては、各自タブレットにて、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

○議長（河野）それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野）13番、福家利智子君。

○13番（福家利）はい、議長。13番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○13番（福家利）はい。

○議長（河野）なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○13番（福家利）通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。1点目、「こども園「使用済みおむつの持ち帰り」廃止に」。全国の自治体のうち、公立園で「持ち帰りあり」と回答したのは約4割です。令和4年4月時点、県内の、使用済み紙おむつの処分されている自治体は善通寺市、直島町、宇多津町、本町は2歳以上園で処分しています。

もともと布おむつを使っていた時代からの名残と言われていています。布おむつは捨てずに持ち帰って洗ってその中身を見れば、子どもの健康状態もチェックできるとされてきました。その慣習が、紙おむつが普及するなかでも残っています。ただ、持ち帰ってわざわざ紙おむつの中身を確認する人が多いとは思いません。これまで続けてきた慣習が本当にいいのか。今、感染症対策をしながら、またノロウイルスや手足口病でも感染が広がる可能性があることや、子どもの健康を守るとともに保護者や保育士の負担軽減につながると思います。

また最近、おむつのサブスク「手ぶら登園」を利用する園も増加しています。本町の子育て応援と働き方改革、感染予防、衛生面などの町長の見解をお伺いいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）福家利智子議員のご質問にお答えをいたします。本町では、令和2年度から2歳児以上の使用済みおむつについて、全こども園で事業系ごみとして週2回の回収時に処分をしておりますが、0・1歳児については、使用済みおむつを園児毎に分けて保管し、降園時に保護者に持ち帰り処分をお願いをしております。

その主な理由といたしましては、保護者に園児の尿・便の回数等の状況を報告することで園児の体調管理を伝える重要な機会と考えているからであります。議員ご質問の

「使用済みおむつの持ち帰り」を廃止し、全ての使用済みおむつをこども園で処分することになりますと、1日当たり新たに約700枚、既存おむつも含めると全体では約1,100枚の廃棄おむつが毎日発生することになり、現在、週2回の事業系ごみ回収に併せて収集するか、また、別途、使用済みおむつ回収日を設定して、回収するかのいずれかが考えられますが、基本的には、全てのおむつを施設内で長期間保管することは極めて難しく、新たに一時置き場所の確保や収集回数を増やすことなどの対応が必要となり回収量の増加に伴い、費用面での負担が生じてくることとなります。

しかしながら、町といたしましても保護者や保育教諭の負担軽減につながるよう、現場の意見を聞きながら、こども園での使用済みおむつの適切な処分方法や今、構築中の保育システムを活用した園児の体調管理方法などについて、検討した上で実施時期、これについて考えてまいりたいと思います。

また、議員提案のおむつの購入から処分までを行う「手ぶら登園」サービスについては、利用園児間の使用回数などに伴う不公平感等が生じる可能性もあり、こちらは、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○13番（福家利）はい。

○13番（福家利）先ほど、町長から前向きな回答をいただきました。本当にですね、子育て支援をしていかなくは人口も増えていかないというふうなことを思っております。そうしたなかですね、予算化しながらですね、時期的にいつから廃止をしていくのか、具体的に町長、見解を話をさせていただけたらありがたいと思います。

○議長（河野）杉山子育て支援課長。

○子育て支援課長（杉山）ただいまの福家議員の再質問にお答えいたします。具体的な時期ですけれども、現時点ではまず、ごみ置き場の狭い園もございまして、場所の確保やおむつの適正な処分方法、また保育システムでの園児に体調不良があった場合の連絡とか管理方法など、整えられ次第、実施してまいりたいと考えております。

なお、保育システムの方は、令和5年の1月から仮運用を予定しておりますので、それ以降になるかとは思いますが実施できる環境が整えられ次第、実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○13番（福家利）はい、議長、再々質問。

○議長（河野）福家君。

○13番（福家利）はい。

○13番（福家利）子育て支援課長から具体的な導入についての時期が明確にされようとしています。システムが令和5年の1月からということで、予算化しながらです

ね、令和5年の4月から導入になるようにですね、できる方法をですね、やはりこれをしていただけるように切にお願いしたいと思います。

そしてですね、令和5年1月からシステム導入ということで、タブレットをいろいろと保育士の研修も含めてですね、子どもの健康状態も、そのアプリを使いながらタブレットの中に管理できるようなことも踏まえてですね、いろんな子どもの成長に関わるものをそのシステムの中に導入できるように要望としてお願いいたします。

○議長（河野） 要望でよろしいですか。

○13番（福家利） はい。

○議長（河野） 福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○13番（福家利） はい、2点目。

○議長（河野） はい。

○13番（福家利） 「コロナ後遺症への対応について」。新型コロナウイルス感染症から回復した後も、長期にわたって疲労感、呼吸困難、筋力の低下、記憶障害などの後遺症に苦しむ人が多いことが、厚生労働省研究班の大規模調査で分かってきました。不安や抑うつ、恐怖感、睡眠障害の傾向が強かったことも特徴です。コロナ後遺症によって活力が低下し、仕事の能率が下がったことを自覚する人もいます。

その一方で、検査をしても異常が見つからない患者もおり、患者が医療機関をたらい回しにされる事例もあります。コロナ後遺症に対する医療者や周囲の理解不足が患者を更に苦しめています。通常の保険診療であることから、医療費の負担も重くのしかかっています。そもそも発症の仕組みはいまだに解明されておらず、どんな症状がどんな人に起こるのか、どれだけ長く続くのかについてもわかっておらず、効果的な治療法も確立していません。

爆発的に感染が広がったオミクロン株による後遺症患者が今後更に増える可能性があります。新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む人の相談体制、患者が孤立することがないように本町の取組みを町長にお伺いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 2点目のご質問にお答えをいたします。まず、綾川町の相談体制ではありますが、これまでもコロナ感染症を含めて様々な疾病等の相談に対応してきたところでもあります。ご指摘のコロナ後遺症を心配される方からの連絡があった場合、内容を確認した上で、中讃保健福祉事務所やかかりつけ医、または診断を受けた医療機関等への相談及び受診をお勧めをしている状況であります。

香川県におきましては、後遺症についての専用の相談窓口は設けておりません。その業務を保健所が担っております。

また、医療機関受診が必要と思われ、かかりつけ医がない場合には、新型コロナウイ

ルス感染症患者の病床を確保している重点医療機関等が紹介されます。

後遺症についての病態についてはまだまだ不明な点が多く、診療とケアの手順は標準化がされておられません。そのため、かかりつけ医等が専門医と連携して対応する場合も考えられます。現在、県内には後遺症専門外来は開設されておらず、保健所からの情報提供及びかかりつけ医からの紹介に応じて県外の専門外来等が紹介される場合があります。このように、必要な方が医療につながるよう相談や支援が行われている状況であります。

町といたしましては、従来の相談体制を維持し、後遺症がある方が一人で悩むことがないように、必要な医療に結び付けられるよう丁寧な対応を心がけてまいりたいと思います。なお、町のホームページ等で、国や県の動向等を確認しながら、後遺症についての最新の情報を周知していく考えでございます。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○13番（福家利）はい。

○13番（福家利）やはりですね、コロナに感染、陽性になればですね、中讃保健事務所に綾川町は管轄になりますが、もうひっ迫されています。保健所がですね、人材不足でなかなか電話も取れないという状況のなかでですね、やはり綾川町独自でですね、ホームページでもいろいろ最新の情報を載せていくというふうなことを、今町長がお話しましたが、味覚障害も起きているという状況のなかでも多々あります。

そういったなかでですね、健康福祉課とえがおが連携しながらですね、最新の情報、さらにはかかりつけ医院、さらには医師会というふうな連携を取りながらですね、町が後遺症に悩んでいる患者さんにとってですね、寄り添うような体制づくりをしていくというのは、もう少し踏み込んだ体制が必要かなと思っております。その辺を具体的にお話ししていただけたらと思います。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）ただいまの福家議員の再質問にお答えいたします。現在、県の方が、特別に相談窓口を設けてなくて、中讃保健事務所を中心にやっているというところでございます。県の新型コロナウイルス健康相談コールセンターにおいてもですね、そういった内容について相談は受けているということです。本町としましては、ほとんど今、事例がないような状態でございます。

もちろん、情報、こういった事例が出てくればですね、もちろん地区医師会、さらには町内の医療機関と連携を取ってですね、情報共有、それから場合によってはフォローアップの体制づくり、これを前向きに考えていきたいというふうに思っております。悩みを抱える方への支援に努めていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 13番（福家利） ありません。
- 議長（河野） はい。
- 13番（福家利） ありがとうございます。
- 議長（河野） 福家君の一般質問を終わります。
- 議長（河野） 5番、松内広平君。
- 5番（松内） はい、議長。
- 議長（河野） 松内君。
- 5番（松内） はい、5番、松内です。
- 議長（河野） なお、松内君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- 5番（松内） それでは、ただいまから通告に従い一般質問を行います。

1、「河川整備の河川整備の推進に合わせた今後の綾川は」。本町が市町村合併を経て統合したのは平成18年3月21日。旧綾上町と綾南町による合併によって「綾川町」が誕生し、今年で17年目です。我が町「綾川町」の名前の由来は、その名のとおり清流「綾川」から。国道377線の近くを沿って流れ、町内を大きく横断・縦断しています。

ここからの質問では、町の名称にもなっている「綾川」の今後について質問を行います。

先月8月に、徳島県徳島市に視察研修を行い、内藤佐和子市長より徳島市の「まちづくり」についての説明を受けました。阿波おどりが注目をされている徳島市ですが、市内中心部を流れる四国一の大河・吉野川をうまく活用し、「文化共創のまち“わくわく水都とくしま”」を目指しているそうです。「川の駅ネットワーク推進事業」と題し、川沿いの重点ポイントを定め、川の駅の整備や、橋のLEDイルミネーション、川沿いの公園など、住民にとって親しみのある整備・環境作りが進められています。

全国でも同様の河川整備と合わせた「かわまちづくり」は積極的に行われており、国土交通省でも河川空間を活用した地域の賑わい創出を支援しています。

綾川は、平成16年10月20日、台風23号の豪雨に見舞われ、左岸堤防の一部が決壊するなど河川の氾濫が相次いで起こりました。土砂崩壊による町道・生活道の被災の他、家屋の倒壊、床下・床上浸水など多大なる被害を引き起こしました。

このような被害を二度と発生させないためにも、①綾川上流において長柄ダム再開発による嵩上げを行い河道の流量を低下させること、②綾川の河道改修を行い、洪水時の河川水位を低下させて安定して安全な流下や浸水被害の防止を図ること。これらは極めて必要です。

現在、香川県による「綾川水系河川整備計画」に基づき、河川整備が下流より順次行われています。地域行政として、住民の生命と財産を守る取組みは必須です。

では、実際の河川整備改修工事の状況はいかがでしょうか。ここ数年来において、右岸側・左岸側の河川内の樹木等の伐採が行われました。見通しもよくなり、河川の全貌

が現れ、災害時に対応できる川幅も広く保てるようにすっきりしましたが、それも東の
間で、現在ではまた新たな樹木の発生等により、あっという間に雑木等で生い茂ってき
ました。このことから、伐採後の維持管理が今後の課題であると言えます。

また現在、綾川の河川敷を活用している主なものとしては、「滝宮公園」があります。
他地域の河川敷利用例としては、土器川や香東川等では運動公園として野球やサッカー
のできる運動場、また遊具等を設置しています。その他、徳島市をはじめ、川をまち
の重要な「資源」と考える多くの自治体が国土交通省の「かわまちづくり計画」に応募
をしています。

地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、河川空間とまち空間が
融合した良好な水辺空間の形成を目指し、地域の賑わい創出を計画しています。これら
の計画では、ハードとソフトの観点から、スポーツの場以外としても、アウトドアでは
キャンプ場やシャワー、トイレの設置。その他、サイクリングロードや遊歩道。イベン
トやお祭り、マルシェ開催スペース等、様々な利用価値を見出そうとしています。

そこで、以下の点についてお尋ねします。①現時点で、今後計画されている河川整備
計画は。②今後、綾川の河川敷を有効活用し、「かわまちづくり」をやっていくという
お考えは。③綾川の清流を取り戻していくための取組みの計画は。

ここ数十年の環境の変化によって、綾川の河川自体が大きく変わりました。川を泳ぐ
魚、周辺の田畑の減少、水を必要とする施設の設置。今の現状を見ると、以前の「滝宮
公園」に綾川の流れを活かした水車小屋があり、うどん用の小麦粉を挽いていたと聞い
たとしても信じられないかもしれません。しかしながら、これが時代の変化であり、現
実です。そのなかで、可能な限りどこまで昔の清流に戻せるのか。そして綾川をまちの
「資源」とした活用ができるか。

以上、本件に関して、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「現時点で、今後計画されている河川整備計画」についてであります
が、「綾川水系河川整備計画」において、具体的に整備が進められているものとしては、
綾川の河道整備と長柄ダムの再開発事業となっております。河道整備につきましては
滝宮地区の滝宮橋付近から山田下地区の綾上橋付近までの約5.8キロメートルが事
業区間となっております。令和元年度より「ことでん」の鉄道橋付近から順次整備が行
われているところであります。

また、長柄ダム再開発事業につきましては、現在、付替え道路や工事用道路に係る調
査や設計などが行われております。なお、河川内の樹木等の伐採は「防災・減災、国土
強靱化のための3か年緊急対策」として、県が国の補助を受け、令和元年度から令和2

年度にかけて実施したものと聞いております。町といたしましては、計画的な実施について、町村会などを通じて要望しておりますことから、個別の案件についても直接、県に対して対応を求めてまいります。

次に2点目の「綾川の河川敷を有効活用した「かわまちづくり」の取組み」に関するご質問ですが、現時点では、具体的な計画はなく、「かわまちづくり」支援制度の活用は考えておりません。しかし、町名の由来ともなっている綾川の上流、柏原溪谷には水と緑の豊かな自然が広がっており、キャンプ村が整備されております。また、「長柄ダム」、「田万ダム」といった2つのダムや、家族で親しめる「滝宮公園」、「道の駅滝宮」などの施設も整備されております。リニューアル事業で賑わいを見せている「道の駅滝宮」や、現在、再開発事業が行われております「長柄ダム」などの既存施設の有効活用をしつつ、引き続き創意工夫を重ね、地域の活性化に努めてまいりたいと、そのように考えております。

3点目の「綾川の清流を取り戻していくための計画」についてであります。滝宮公園上流側で町が環境保全調査として定期的に水質検査を行っております。その水質は基準値をおおむね満たしております。

また、河川環境の保全・復元を目的とした、町内の団体や学校などのボランティアによる清掃活動や、稚魚の放流なども定期的に行われております。香川県広域水道企業団におきましても、府中ダムの水質改善につながる実験を実施するなどの取組みを行っておるところであります。短期間で劇的な河川環境の改善は、非常に難しいとは考えますが、引き続き、こうした活動を実施・支援していくことで、町民の皆さんが誇りと親しみを持てるような河川環境の実現に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（松内）はい、議長、あります。

○議長（河野）松内君。

○5番（松内）はい。

○5番（松内）はい、再質問を行います。ただいま回答ありがとうございました。2点、再質問をさせていただきたいと思っております。

今、町長からも回答ありましたように、現状ですね、滝宮公園や道の駅、それから長柄ダムの整備、いろいろなところでやっていかなければいけないところがあって、現状賑わいのためにできているところもあるというふうにお話をお伺いしております。そのなかでもまだまだ災害が今後も起こる可能性がありますし、いろいろな観点、河川整備のなかで、特に町として重要で優先してやっていかなければいけないと思っておりますところを1点、教えていただきたいと思っております。これが1点目です。

2点目は、河川整備のなかで、「かわまちづくり」というのが現状、考えてはなくて、今ある道の駅とかそういったものを使いながら賑わいを作っていくということだった

と思うんですが、例えば河川沿いに、他のまちで、他の自治体の一例としてですけども、マイツリー事業ということで、各個人の方が木を植樹して、それを各個人が維持していくということで、住民と地域が協力をしながら維持管理をし、また親しみのある河川や地域のことを守っていくという取組みを行っている自治体もあると伺っています。

最初にありましたように、植樹は伐採をしてもですね、すぐ木がまた生えてきて、継続的にやっていくところも結構大変だと思いますので、地域のことを地域で守っていくという取組みも必要だと思っています。このような取組みを、考えていくこともひとつの案ではあると思いますが、この取組みも含めた地域で河川を守っていく取組みとしてはどのようなことができそうなのか、執行部のお考えをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長（田岡） はい。

○建設課長（田岡） 失礼をいたします。松内議員さんの再質問の方にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、町として河川整備のなかで重要と考えるものはなにか、というようなものがありますが、まず、今現在、重要と考えておりますのは先の町長の答弁にもありましたとおり、綾川の河道整備、さらには長柄ダムの再開発事業、こちらの方を最重要の施策というふうに考えてございます。

次に、2点目の、地域による河川を守るという取組み、これにつきましてはですね、先進地の事例を今、教えてもらいましたので、そういった内容を勉強させていただきながら、今後研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○5番（松内） ありません。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 松内君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○議長（河野） 松内君。

○5番（松内） 2、「町営住宅の積極的な入居募集の推進を」。現在、本町における町営住宅の種類は、大きく3つに分類をされています。①町営住宅（公営住宅、特目を含むもの）、滝宮団地や八坂団地等がこれにあたります。②町営住宅（特定公共賃貸住宅）、これは羽床団地等にあたります。③移住・定住促進住宅。こちらはサン・コーポラス綾上にあたります。これらについて、名称はもとよりそれぞれの募集方法や条件等が異なっており、比較すると以下のとおりです。

公営住宅とは、対象を町内在住または勤務している方、収入は低い方を対象として家賃もそのぶん低く設定をしている。年4回募集を抽選で行っている。

特公賃につきましては、対象は町外在住の方も対象としており、収入は少し高い方も含め、そのぶん家賃を少し高く設定をしている。募集については、随時募集して、毎月20日に締め切り、抽選を行っている。

いずれも所得制限の違いはあるものの、入居希望者からすると、市場価格よりも安価に居住することのできる町営住宅は本当にありがたいものとなっています。しかしながら、少しずつ募集方法に違いがあり、やや複雑に感じられます。

また、山田団地と山田第2団地については、公営住宅と特公賃の両方にあり、更にややこしくなっているところもあります。

次に、町営住宅と一般的な市場の賃貸物件との比較です。募集・申込み方法については、市場の賃貸物件では、申込みを行った先着順で入居者を決定します。町営住宅では、決められた期間内に申込みを行い、抽選が行われます。これが「入札」という申込み方法であるならば、希望の金額や条件が異なるために期間を区切って審査をする必要がありますが、一定条件をクリアした方が申込みできる現在の申込み方法では申込み内容に差異がないため、先着順でも問題ないと思われます。申込み後の審査時に条件を満たしていないことがあれば、再度募集を行います。この内容であれば、一般的な市場と同等の募集方法に変更しても問題ないと思われます。

次に、退去精算と募集開始について。市場の賃貸物件では、決められた期間、通常は1カ月前に退去通知が行われると同時に、次の入居者の募集を開始します。そして、退去・引っ越し後はすぐに室内補修に取り掛かり、1日でも早く新しい入居者に住んでもらえる環境を作ります。こうすることにより、効率的で無駄が少なく入居者を受入れることができます。町営住宅でも住民の税金で運営していることを考えれば、効率的な入退去の対応は求められることではないでしょうか。

次に検索方法について。一般的に、市場の賃貸物件を探す場合、次のいずれかの方法を実施します。①不動産会社に直接問い合わせや訪問をする方法、②不動産情報サイト等を使って希望の物件を検索する方法。ネット募集を行っている場合は情報がタイムリーであり、退去連絡と併せて募集を開始し、入居の申込みが行われると募集を停止します。

また、室内の写真や設備は詳細に記されており、昨今では現地まで行かなくてもVRで内見でき、周辺環境もグーグルマップ等を利用して散策できる物件も増えてきています。インターネットで物件検索をする方は60%を超え、70%とも言われます。今後、この比率はもっと上がってくることが想定されます。これまでのことを踏まえ、以下の点についてお尋ねします。

①公営住宅と特公賃において、申込み条件を分かりやすく統一できる部分はないでしょうか。例としては、公営住宅も町外在住の方を対象とすること。ただし、住民票を町内に移すことなどを条件とします。

②募集方法を、期間を区切った抽選の方法から随時募集による先着順に変更しては。

③検索方法を、町ホームページ内に専用ページを作成して随時更新を行い、タイムリーに情報が更新されるようにしては。あわせて、室内写真や設備詳細等の記載を充実しては。

④町営住宅の運営管理全般を、指定管理者へ委託しては。実施業務として、募集・案

内、入居審査、契約書の作成、入金管理、滞納の督促、退去の精算、室内補修、再募集と多岐にわたっていると想定されます。専門業者に外部委託を行うことにより、担当課の負担軽減につながり、その他の業務が実施できるような体制構築ができると思われれます。

以上、本件に関して、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「公営住宅、特定公共賃貸住宅の申込み条件の統一」についてですが、公営住宅と特定公共賃貸住宅の入居要件で大きく異なるのは、所得要件と住所要件の2つであります。一方は、「公営住宅法」に基づく低所得者向け住宅であり、他方は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、これに基づく中堅所得者向けの住宅となっていることから、所得に係る入居要件を統一することについては、現行制度ではできません。

また、住所要件については、県内の他団体でも取り扱いが異なっております。本町を除く16市町のうち、5市町が住所要件なく募集を行っております。本町の公営住宅については、特定目的や災害用・修繕中を除いた入居率が97.3%と、非常に高くなっており、入居希望者も多いことから、現時点では、住所要件を廃止することは考えておりません。

次に、2点目の「抽選入居を撤廃し、随時募集による先着順とする」とのご提案ですが、公営住宅法第22条において、募集の方法は「公募による」こと、また、同法第25条では、同じ住戸に複数の申込みがあった場合には「公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない」と規定をされていることから、先着順での入居者を決定することはできません。

3点目の「町営住宅に関する町ホームページの充実」についてですが、入居希望者が空室状況や設備の状況を確認できるなど、利便性の向上にむけて検討し、可能なものから対応してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の「指定管理者制度の導入」についてですが、本制度の活用は、住宅の管理運営に関して、多様化する住民ニーズに効率的に対応するために、民間のノウハウを活用し、経費の節減が図られるなどの効果が期待されるものであり、本町においても「行政改革実施計画」において、その検討を掲げております。

しかし、県内の状況を見ますと、導入しているのは、管理戸数が非常に多い、香川県と高松市のみとなっており、経費の面などから、管理戸数の少ない自治体への事業参入の難しさが想像されます。また、本制度を用いて委託が可能な業務にも制限があり、入居者の決定や各種申請に対する承認など、行政判断が必要な業務については委託が認められておりません。こうしたことから、引き続き、制度の詳細や先進地における事

例などを研究いたしまして、導入についての検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○5番（松内） はい、議長。

○議長（河野） 松内君。

○5番（松内） はい。ただいまご回答いただきましてありがとうございます。特に1番2番等について法律的なところもあり、要件緩和もできないところもあるというのは十分理解した上ですし、よくわかりました。ありがとうございます。

しかしながらですね、少しでも住民の税金をいただいて、それを運営しているところからすると、効率的な入退去で、空けておく期間ももったいないですし、また、少しでも入ってもらえるような取組みも必要ではないかなと思うので、本来であれば法律的なものの変更も踏まえて全国的な取組み、要望として改善をしていかなければいけないのかなと思うので、そういったことを県なり国の方にあげていってくれないかなというのが1点目です。

あわせて2点目ではその入退去の期間を短くするための取組みとして現状のこの法律のなかでやっていくこととして、できそうなことが何かあるのか、それとも現状ではあるのか、現時点ではどうしても法律上のことがあるので、ないのか、そこのところをよかったら教えていただけたらと思っております。以上です。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長（田岡） はい。

○議長（河野） 田岡君。

○建設課長（田岡） 松内議員さんの再質問の方にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは1点目として、法律的な運用に向けて、県を通じたり、国の方に要望ができないかというようなご質問かと思っておりますが、こちらにつきましては、法律の改正といったこととなりますと、なかなか1町のみが県に申し入れをしてもですね、難しいということもございます。ですので、全国的な流れ、空き室が非常に多くてですね、そういった対策を講じておるような市町も見受けられますので、そういったところの事例を研究しながらですね、空き室の対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の入退去の期間、これをできるだけ早くできないかというようなご質問だったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、今、現状空き室があればですね、公営住宅につきましては四半期ごとに1回、募集を行っております。まず、退去時に退去検査を行い、修繕の費用負担を決定をいたしまして、その修繕を行うのに約1月。またですね、申請の受付の準備、申込みの受付、また審査・抽選、こちらに約1月。入居決定後の敷金の振込や、緊急連絡人の届出など、入居者による書類提出、これに約1、2週間程度かかっているのが現状でございます。

こうしたことから3カ月に1回という、この程度につきましては、妥当なものだというふうには考えております。なおですね、指定管理者制度を導入しております香川県や高松市の定期募集、こちらのほうも見てまいりますと、年4回ということが、定期募集、うたわれてございます。こうしたことから、現行の募集期間を短縮するというのは、事務的にも難しいものかなというふうに思っておりますのでご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○5番（松内） はい、議長。

○議長（河野） はい、松内君。

○5番（松内） はい。

○5番（松内） ただいま回答いただきまして、ありがとうございました。

指定管理の話についてだけ再々質問させていただきたいと思います。一番初めの回答と、今、田岡課長からも話がありましたが、なかなか指定管理についても、県や市ではやっているものの自治体のなかでは戸数が少なく、やるところが難しいという話もありました。ここも考え方で、本来であればやはり、今、田岡課長が言われたように、いろんな業務が本当に長期の時間にわたってされているところなので、建設課のメインとなる業務をしっかりとやっていただきたいという思いもあることから、もし、こちらの指定管理が可能であれば、例えば各この市町村でも町営住宅・公営住宅持っているとしますので、県内中の市町村が一括して指定管理を受けてもらえるような取組みになれば、戸数が、例えば綾川で200や300だったとしても、それぞれの自治体のすべてのものを、県内中の自治体がすべて委託ができるような方向性があれば、そういったものが今後も可能になってくるのではないかなと、そうすると本来の各自治体が地元でやりたい、やらなければいけない業務の方に人員を割けるようになるのではないかと思いますので、今後こういう取組みを、県内全体の市町村と共同してやっていくということができないのかなと思ひまして、こちらについて再々質問をさせていただきたいと思います。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長（田岡） 松内議員さんの再々質問の方にお答えをさせていただけたらと思います。

指定管理者制度の導入を県内全域にとりまとめてですね、行うようなことは考えられないかということでございますけれども、今現状、私がここです、考えられるとか、考えられないとかというふうなお答えができるような問題ではないというふうに捉えております。県内の各市町、公営住宅、特公賃の運営をしてございます。入居要件も、法律があるとはいえ、各市町ごとにバラバラの形態になってございます。

また、入居されておる方、この状況も、各市町で大きく隔たっていることが予想されております。そうした問題をひとつひとつクリアして、統一的に指定管理に委託をするといったことについては非常に難しいのではないかなというお答えにしか今はできない

ということでございます。ご理解のほどいただければと思います。以上でございます。

○議長（河野） 以上で松内君の一般質問を終わります。

○5番（松内） ありがとうございます。

○議長（河野） 11番、井上博道君。

○11番（井上） はい、議長。

○議長（河野） 井上君。

○11番（井上） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本年6月26日付の四国新聞にて、前田町長は町政に対するインタビューを受け、様々な実績とビジョン等を述べておられました。新聞の見出しにある「住み続けたいあやがわ 安心、快適なまちへ」に向けて、前田町政の2期目は好スタートを切られたと思います。さて、経済産業省のサイトにも書かれていますが、医療・教育・農業等のあらゆる分野で、データを活用した新ビジネスと社会課題の解決が期待されるなか、データを収集し、処理するデータセンターの重要性が高まっています。また、同省サイトによれば、データセンターの国内最適配置に向け、本年1月17日から3月14日まで、同省は、データセンターの拠点に前向きな地方公共団体と意見交換をしています。

前述の同新聞記事には「データセンター候補地に本町千疋地区が選ばれた」旨の町長発言が書かれており、私も複数の町民から、本件千疋地区データセンターについて聞かれております。データセンターは総務省も深く関わっており、本町議会に対する執行部の在り方への私の問題提起等も含んでいますので、私は本件に関係がある建設経済委員ではありますが、総括的な意味で質問をさせていただきます。

本件データセンター案件を例に上げて、町政の報道機関等への対応の在り方について、常体で大変失礼ですが4点の質問をさせていただきますので、町長の考えをお聞かせ願います。

- (1) 議会への説明が不十分なまま、さも既決事項であるかのように報道された事案が過去に何件かあった。本件データセンター案件の、議会全体への事前説明をどのように考えておられるのか。説明が不要なほどの、軽微な案件なのか。ごく一部の議員しか知らないのでは、議会全体への説明にはならない。
- (2) 町長は本年4月10日の町長選挙出陣式で「四国で唯一、千疋地区が候補地となった」と発言されたと聞いているが、経済産業省との意見交換会への参加は、いつ、国又は県へ申請(意思表示)したのか。本町単独で情報を入手して、候補地への名乗りを上げたのか。本県の担当部局(商工労働部)とは緊密に連携しているのか。
- (3) 本件は大規模な造成工事となり、膨大な残土処理、設備維持管理等の問題もあるので、他の案件と同様、地元の理解、協力が必要になる。本件選定に先立ち、候補地である山林の所有者はもとより、千疋地区住民の了解は得たのかどうか。同地区住民への事前説明会についての考え方、説明会実施有無はどうか。

(4)本年6月6日付四国新聞の「首長 今週の予定」では、同日の前田町長の予定は要望活動(東京)となっていた。前日の6月5日開催の岡崎市「六ツ美悠紀齋田お田植えまつり」の翌日、町長は首相官邸に出向かれたのではないかと噂も聞くが、6月6日、どなたと、どこへ、何の要望をしに行かれたのか。本件データセンターのことも含むのか。

税金を遣った公務であるからには、公表の義務がある。本町の更なる活性化のためには、諸施策の一環としてのデータセンターの実現も意義あることと思います。他の施策の場合も同様ですが、推進に際しては地元や関係機関との綿密で透明性のある調整、議会全体への早期説明と議会内での広い議論、マスコミへのより慎重な対応が更に大切になると思います。本年8月30日付の四国新聞によりますと、民間会社の調査ではありますが、本町の県内住みこち満足度は、去年の2位から今年は4位と、順位を落としました。

4月の町長選挙出陣式の折、町長は「我が町は2位」と胸を張って述べられたようですが、僅かの期間で順位が下落したのには、何か原因があるのではないかと考えられます。より透明性がある町政運営を町民は求めています。町政の報道機関等への対応についての基本的な考え方、在り方をお聞きし、本町がますます「住み続けたいあやがわ 安心、快適なまち」になることを祈念して、私の質問を終わります。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) はい。

○町長(前田) 井上博道議員のご質問にお答えいたします。1点目の「議会への事前説明」についてであります。本年3月議会の私の施政方針、これにおきまして、「企業誘致として町内の立地可能箇所である羽床地区・昭和地区への企業誘致及び企業留置を推進・促進する」と申し上げてきたところであります。企業誘致でございますが、これは、スピード、タイミング、機密性を有することもあります。そして最終的には、首長として私が判断をするところであります。

今回のデータセンターの件につきましては、経済産業省のホームページに候補地として、千疋地区が掲載されたものであり、議会へは、しかるべき時期に、報告をしたいと考えております。

2点目の「経済産業省との意見交換会」についてであります。昨年9月に、県企業立地推進課より、データセンター誘致についてのお話をいただきました。その後、県と協議を進めるなかで千疋地区を候補地とし、経済産業省との意見交換会を行ってきたところであります。

3点目の「地元住民への説明会」についてでございますが、具体的な計画ができましたら、地権者への説明をしたいと考えております。

4点目の要望活動についてでございますが、要望活動につきましては、町長として、行

政事務を管理執行する立場にある責任者として、町の施策の推進に係る事業についての要望活動として、随時実施をしております。今後の町政運営、施策の充実強化につながるものと考えての活動であります。要望活動につきましては、公益性、必要性、重要性を考え、効果的な時期に公務として実施をしております。内容・誰に会ったか、そこまでの詳細をですね、申し上げる必要は今のところ考えておりませんし、今回の、誰と会ったのかとかそういう内容については控えさせていただきたい、そのように思っております。

また、一昨年、昨年と2位であった「街の住みこちランキング2022<香川県版>」におきまして、本年は残念なことに4位となりました。順位は下がっておりますが、ここ3年上位5自治体の顔ぶれは変わっておりません。下がった要因、これを因子別順位によりますと、「生活の利便性」は、前回と変わっておりませんが、「交通の利便性」とか、「物価家賃」とか、「静かさ治安」とか、これが以前の評価と比べ順位を下げているようであります。

このランキングも町の現状を表す指標のひとつとして受け止めて、今後の町づくり、地域づくりの参考にしていきたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（井上）はい。

○議長（河野）井上君。

○11番（井上）答弁ありがとうございました。いくつかあるんですけども、まとめて質問させていただきます。説明会等はしかるべき時期に報告をする、具体的にになったらしたいというような答弁だったと思いますが、なるべくですね、早く、あるいは今までの経緯も含めてですね、具体的にしたらするというのもわかりますけども、いつごろどんな感じになるかというのをですね、先日の建設経済委員協議会でこれに近いような話がでるのかなと私は思っていたんですけども、でませんでしたけども、なるべく早めにですね、議会に報告をしていただきたいというのと、これは要望ですけどね。

それと4番目の要望活動は随時実施していると、詳細は公益性とかですね、機密とかいろいろあるのだろうと承知はしているんですけども、内容の詳細は控えると、これも理解できんところではないですが、少なくともですね、私これ事例として、悠紀斎田のお田植祭りの出席の翌日、どこへ行かれたのかと。私こういう質問は滅多にしないのでたまには答えてくれてもよろしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうかというのと、今回の新聞ですね。私もなかなかちょっとアンテナ低いところあって申し訳なかったんですけども、新聞に書かれるとやっぱり新聞の見出しとかですね、内容が先走りして、町民の方とか、特に一般の国民はそうですけども、内容をあまり見ずに見出しとかキャッチフレーズだけで、それが一人歩きする傾向がありますんで、先ほど質問にも書いてますけども、あたかも町の方針として具体的に進んだらというふうに捉える人もいますので、やはり報道の対応とかですね、新聞の記事の書き方は記者の力量に

もよりますけども、なるべく慎重に町民あるいは関係者が誤解のないようにですね、慎重な対応が今後も更に必要になるのではないかと思います、その辺だけちょっとお聞きをいたします。お願いします。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） 要望でありました議会への説明というところ、これについてはある程度詳細が詰まらないと説明は控えさせていただく。ということで考えておりますので、ご容赦いただきたいかなと。

それと要望活動であります、やはりですね、機会・チャンスを捉えてやっぱりやらないかということがございますので、これについては今まで通りやらしていただきたい。

マスコミへの対応でございますが、確かにですね、マスコミはそういう表題を、我々の話のなかから選んで付けますので、その辺はですね、紙面を見る方々に対するひとつのアピールと考えるのマスコミの方々の取組みでないかと思っております。そういうことで、我々もですね、全くこういう違うことを申し上げて言った内容の紙面の表紙ではないと、そのように捉えておりますので、その辺はちょっと我々が言葉を発したなかでマスコミの方が考えて表題をつけていただいとるということで、ご理解をいただけたらと、そのように思っております。以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○11番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○11番（井上） 要望活動だけにこだわるわけではないですけども、要望活動の必要性、機密性、内容うんぬんです、さっきも申し上げましたけどもわかりますけども、やはり新聞にですね、堂々とその週の冒頭に「要望活動（東京）」と書いている。町民も大勢いますし、内容なんじゃろかというふうに関心を持つとる人も多いので、やはりですね、1回くらいは支障のない範囲でも具体的に答えていただきたいんですけど、いろいろとご事情がありそうなので、これ以上は聞きません。今後とも透明性のある町政をよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 以上で井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）3番、小田郁生君。

○3番（小田）議長、3番、小田です。

○議長（河野）小田君。

○議長（河野）小田君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○3番（小田）では、通告に従って質問させていただきます。まず、綾川町広報の配布と行政サービスについてお伺いします。まず、広報の配布方法については、本人の選択で自治会経由か郵便のいずれかの方法で配布していると思いますが、自治会経由での世帯数はいくつか。それから郵便での世帯数は何件か。また自治会への配布では、職員が持参する方法か宅配のいずれかの方法で配布していると思いますがけれども、職員が持参している自治会数は。宅配している自治会数は何件か。

続きまして、郵便での配布について、宛所印刷はどこで、どのタイミングでしているのでしょうか。住民票の転出届と広報発送のタイムラグがあると思いますけれども毎月、宛所不明で返還される郵便の通数はいくつか。また、前月に宛所不明で返還されたにも関わらず当月発送していませんか。宛所チェックをし、無駄のないように発送処理していただきたいと思います。

続きまして、宅配で自治会配布について、できるだけ宅配をなくして、職員が持参する方法にしてはどうでしょうか？職員が持参し住民に接することで、住民の生活環境が理解でき、住民からの要望など、いち早く行政サービスに生かせるのではないのでしょうか。検討していただきたいと思います。

また、次世代の広報配布ということで、綾川町のホームページには広報の内容が掲示されているので、紙面配布にこだわらず、インターネット環境を利用した方法も検討していただきたいと思います。以上、執行部からの回答を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）小田議員のご質問にお答えをいたします。

自治体の広報誌の役割は、役場・行政と住民がよりよい関係を築くためのツールのひとつであります。施政方針などを発信することにより町の重点施策などを明確にしたり、啓発すべき事項や旬な話題をタイムリーに発信したりすることで、幅広い年代層に広報誌に目を通して貰えるような誌面づくりを心掛けておるところであります。

1点目の「広報の配布方法について」であります。8月の配布実績で申し上げますと、全10,076世帯に対して自治会経由での配布は5,708世帯、自治会未加入世帯への郵送は2,523世帯であります。また、自治会への配達につきましては、全379自治会中、職員の配布が364自治会、郵送は15自治会であります。

2点目の「郵便での配布について」であります。住民票の異動や自治会未加入者が

らの郵送不要連絡を集約した上で、総務課広報担当が、毎月10日を目途に宛先印刷を実施し、25日頃に発送をしております。宛先不明で返還される郵便通数は、月により変動はございますが、おおよそ5通ほどであります。宛先不明で返還されたものにつきましては、偶然配達できなかった可能性があるため、続けて3カ月返還された宛先につきましては郵送停止をしております。

3点目の「宅配で自治会配布について」であります。現在、職員が持参して配布している自治会は先に申し上げたように364の自治会となっており、これは全自治会の約96%であります。訪問した際に、問い合わせや要望についてお伺いすることもあります。今後とも、職員の宅配持参を継続し、住民の方々とのコミュニケーションが取れるよう努めてまいりたいと考えております。

4点目の「次世代の広報配布について」であります。広報誌はまず皆様の目に止まり、見ていただくことが大切と考えております。紙面配布にこだわらず、綾川町ホームページ、Facebook、Instagram、TwitterなどSNSも有効的に利用し、住民のニーズに対応できるよう情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（小田）ございません。

○議長（河野）はい、1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○3番（小田）次の質問ですけれども、庁舎の入り口のスロープについて、お伺いします。

農村改善センターの側にある出入り口のところで180度の折り返しスロープがあります。先日、選挙にこられた方がですね、電動式車いすで利用していたのですが、ちょうど折り返しのところで身動きがとれなくなっていました。手押しタイプで、補助者がいればですね、このようなことには、ならなかったと思われま。近年、従来の手押しタイプから電動車いすタイプなど多種多様なものが販売されております。綾川町管理の建物において、バリアフリーの設備を点検していただき、利用者が安心して利用できる設備にしていただきたいと思います。執行部の回答を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）2点目の小田議員の質問にお答えをいたします。

町有の建物につきましては障害者、高齢者等が円滑に利用ができるよう、実情に応じて障害者、高齢者等への合理的配慮の提供も含めて、計画的に改善、改修等を行っております。

本庁舎におきましても「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、この施

行に伴いまして、平成28年度より障害者、高齢者等への合理的配慮をよりスムーズに提供できるように受付に専任の人員を配置をしておるところでもあります。

令和元年度には正面玄関に手すりを設置、レイアウトの変更により廊下の有効幅を拡幅する等、ハードとソフト両面での改善、改修を行っております。議員ご質問のスロープにつきましては、綾南農村環境改善センターの入り口の折り返しスロープであります。平成6年建築当時、建築基準法とか県が示す整備基準、これに基づいて整備はしたところであります。近年の大型の「電動車いす」、また「シニアカー」、これでの来庁がありまして、これについては、ちょっと通行が難しい状況ではないかなと、そのように考えております。対応につきましてははですね、スペース等の関係で、今のとこの改修というのはなかなか難しいと思います。

まずは、庁舎玄関、この方向から進入することはできると思っておりますので、庁舎玄関から円滑に環境改善センターに行けるように、段差解消、これらを解消して対応をしていきたい、検討していきたいとそのように考えております。以上、ご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（小田）ございません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）以上で、小田君の一般質問を終わります。

○議長（河野）9番、大野直樹君。

○9番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○議長（河野）なお、大野君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○9番（大野）それでは1問目の質問をさせていただきます。

「防災教育の取組みについて」。日本は災害の多い国です。近年では気候変動により、台風や大雨などの災害が多くなっております。災害における被害を最小限に抑える防災教育の必要性は、ますます高まっております。2011年3月11日の東日本大震災を契機とし、被害想定にとらわれることなく、児童生徒が災害時に主体的に判断し行動するための「考える防災教育」と呼ばれる取組みが広がっております。各地域で工夫を凝らした学習の取組みなども見聞きします。そこで質問させていただきます。

①本町の小中学校における防災教育について。本町の小中学校における防災教育について何点かお尋ねいたします。指導計画が作成されていると思いますが、いつ頃作成されたものでしょうか。2018年7月に西日本を襲った西日本豪雨は、まだ記憶に新しいと思いますが、以前も質問しましたが、岡山県真備町からは直線で約40kmの距離でございます。南に40km下がれば同じような大災害が起きていた可能性もあります。そのようなことを踏まえ、アップデートはされているのでしょうか。

次に、各学校において防災教育に取り組む時間数はどのくらいでしょうか。また、国土交通省では、子どもたちでもわかりやすいイラストを学校に提供しているようですが、

イラスト等を使った具体的な取組みがあれば教えてください。

次に、支援が必要な生徒がいる場合の防災、避難訓練について、障がいの種別やレベルに応じた教材や授業案も十分に用意されていない現状が、特別支援学校・特別支援学級等でも指摘されております。防災教育の推進よりも、防災管理体制の構築に比重が置かれがちであるとも言われております。

例えば、知的障害のある生徒にとっては、防災という言葉自体がイメージしにくく、自ら考えて問題を解決するための授業を実施するよりも、周りの教職員がどれだけ児童生徒を「守る」体制をとることができるのかが重要視されているとも感じております。そこで、各学校の特質や地域柄、また障がいの種別、種類やレベルに応じた特別な防災教育や避難訓練はどのように行っているのかお聞かせください。

②綾川中学校の防災教育について。今年4月に誕生した綾川中学校。これまでは綾上中学校、綾南中学校それぞれで防災、減災教育、避難訓練が行われていたと思いますが、現在は旧綾上地区の生徒も綾川中学校に通学をしております。今までとは通学路や通学手段も大きく変わることから、想定されるあらゆる災害に対応できる指導及び防災教育が必要だと考えます。そこで、今後想定される南海トラフ地震や台風、ゲリラ豪雨、また大雨によるがけ崩れなど、今一度自分の命は自分で守る防災教育が必要だと思いますが、これらの計画及び指導経過を教えてください。

③防災教育+ α について。国土交通省では、先生方を支援するため、学校現場の防災教育に活用できるよう「水災害からの避難訓練ガイドブック」を作成しております。水害発生時の避難の手順やタイミング、避難訓練のパターンなど、訓練を実施しやすくするためのポイントを掲載しております。本町でも防災・減災教育において、防災教育+ α が必要であり、学校教育のみならず、各課との連携を取りながら防災教育が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

④防災教育に携わる人材の育成についてお尋ねいたします。学校教育現場においては、どのように人材育成を行い、どのような研修を行うことで、子どもたちの防災教育に役立ち、万一の際に本来の防災の効力を発揮するのか、対策あるいは、既に行っている研修などがありましたら教えてください。

⑤社会教育における防災教育についてお尋ねいたします。学校が中心となって地域と学校とを結びつける、あるいは地域が中心となって学校と地域とを結びつけるという、相互交流に係るシステムはできているのでしょうか。また、地域において防災教育の「担い手」・「つなぎ手」となるべき人材や、自然科学の知識を有する人や防災士と教育に携わる人との間を橋渡しできる人材育成はどのように育成しているのかお尋ねいたします。

1 問目の質問を終わります。よろしくおねがいします。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） はい、松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 大野直樹議員のご質問の「防災教育の取組みについて」にお答えします。

まず、指導計画については、各校年度当初に作成する教育計画のなかで毎年見直しを行い作成しております。防災教育の取組みについては、基本的には、火災、地震、不審者を想定した避難訓練を各学期で計9回実施し、また、県一斉で行うシェイクアウト訓練を実施しております。

あわせて、小学校3年時の授業では、県作成の地震対応パンフレットを活用したり、小学校5年時の社会科では、警察や消防、6年時の理科では、地質を学ばせ、地震等に触れるなど、授業のなかで指導しております。今年度の例では、陶小学校4年生の校外学習の際に、児童53名に対し、本年4月から採用しております防災アドバイザーにより、ハザードマップを使用し「自ら考える防災」を目的として、自宅の被災予測や避難所の位置・避難経路について探求させるとともに、東日本大震災における宮城県石巻市大川小学校の悲劇と釜石の奇跡についての講話を行いました。

また、町設置の災害時情報伝達システムの研修及び避難所での段ボールベッドなどの組み立て体験を行い、今後とも防災意識の高揚と生きる力を育む教育の支援を行ってまいります。また、支援が必要な児童生徒に対しては、訓練時に教員や生活支援員が寄り添い実施しています。今後とも教職員の意識向上と体制づくりに努めてまいります。

次に、統合した綾川中学校において、旧綾上中学校区の生徒は通学経路、手段が変わり、普段の登下校において風や雨などに戸惑うことも考えられます。今年度、綾川中学校として、警報時の登下校の取り決めを見直し、通学路点検は毎学期行っております。

また、綾上地区の生徒を集めた交通等安全指導を、これまでに2回実施していますが、個別ケースについては、まだまだ十分ではないと考えております。今後、様々なケースを想定し、通学路の点検を繰り返し行い、登下校における状況を生徒から聞き取りをするなど、全体・個別の指導を考え、防災教育を推進してまいります。

次に、防災教育+αの部分についてであります。令和3年度には綾上小学校の教職員が文部科学省委託事業の学校防災アドバイザー派遣事業を受け、浸水被害に対する垂直避難の対応について学びました。ハザードマップや3D地形図等を用いての研修で、様々な分野の資料から学ぶことができました。今後とも幅広い分野との連携をはかり、防災教育を実施することが大切であると考えております。

次に、人材の育成についてであります。各学校には校務分掌として安全指導の担当教諭が配置され、交通、防災に対する指導を行うこととなっております。管理職及び担当教諭は、県教育委員会が開催する安全・防災研修に参加しております。今後は、地域を知り、町の防災についても学ぶ機会が必要であると考えていますので、研修を計画していきたいと思っております。

次に、社会教育における防災教育は、公民館を拠点として、防災を学ぶ講座を計画し、昨年度はコロナ対策のため中止となりましたが、今年度は山田公民館で実施できま

した。午前と午後に分け約40名の大人と子どもの参加があり、親子の参加も多く、町内の防災士の方の参加、指導を受けました。今後とも、知識を有する方と、子どもたちと地域をつなぎ、地域一体で防災意識を高め、いざという時に助け合える体制整備の推進に取り組んでまいります。

以上、大野議員の「防災教育の取組みについて」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○9番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○9番（大野）再質問をさせていただきます。

取組み自体はしていただいていることに大変感謝しております。教育長の答弁のなかで、地域を知り、というような発言がありましたが、本当にここが一番防災にとっては大事なところであって、防災アドバイザーの方も含めて学校の教職員も含めて、町のなかでハザードマップだったりとかため池のマップだったりとかありますんで、そういうのをもっとうまく融合して地域に合った教育をやっていただきたいというのが実情でございます。

あとは、綾上中学校の子に関しては、今まで通学路が大きく変わったので、例えば普段生活をしている綾南地区の子であればあっちに行ったらいいな、こっちに行ったらいいなというのがあるかもわからんですけど、基本、高鷲越えんかったら綾上に行けんがなという感覚があると思うんで、例えばあそこが、がけ崩れがあった時にどう対応するかとかっていうのも早い段階で指導とかどんなふうやっていくかっていうのを共有していただきたいと思います。

総務課も含め建設課も含めですね、そういったものも踏まえて建設課は建設課、総務課は総務課でできる教育っていうのがあると思いますので、是非そういうのを有効に活用していただきながら進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）総合的な取組みということで、大変貴重なご意見いただいたと思います。これからですね、がけ崩れとかそういったものが予想される場所もございます。特に綾上地区からの通学については、大変子どもたちの環境が変わったということで、私たちも危惧しているところですが、今のところ、毎朝見るんですが一生懸命漕いで自転車通学等やっておりまして、ちょっと危ないところもありまして、それはすぐ学校にですね、お願いをして、ここは注意してほしいということで、その都度ご指導いただいておりますので、その辺、子どもたちの意識もかなり高まっているというふうに思います。あと、そのがけ崩れであるとか、そういったものについては、またそれぞれ協議して今後には備えたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（河野）再々質問はありませんか。

○9番（大野）ありません。

○議長（河野）大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○9番（大野）はい。

○9番（大野）2問目に入らせていただきます。「今後のイベントの会議の在り方 ウェルビーイングの取組みについて」をお尋ねします。今後のイベントの在り方について。先日行われました綾バル、私も会社の仲間と出展させていただきましたが、ある種の、待ち望んだ感があり、イベントに参加することで、コロナの自粛疲れからの解放感を得られるなど、様々な思いで足を運んでいただけたように思います。本当にたくさんの方が来場されました。

そして経済課、いいまち推進室をはじめですね、行政の皆様、そして実行委員の皆様、店舗の皆様、本当にご協力いただいたおかげでたくさん来ていただいて、そしてまた、楽しかった言っていた声もたくさんお聞きしました。そこで私のお店で手伝いをしていた、19歳のスタッフがこう言いました。『みんな幸せそうです。』と言いました。お酒を呑みながら談笑する方や、また地元食材を使用した食材を購入するために並んで待っていたご年配の方。暑いなか、小さな手でジュースを両手で飲む小さなお子様。また、出店している販売員の皆様の笑顔。私も幸せな気分になりました。

その反面、イベントならではのごみの問題など、改めて考えるきっかけになりました。まちづくりやイベントの価値観は「私から私たちの時代」に移行していかなければならないとも考えていますが、いかがお考えでしょうか。また、18日に行われるサマーフェスティバルには、間に合わないかもしれませんが、今後ごみの問題も併せて長期的に考えていく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、綾川町中小企業等振興基本条例を先に進めるための会議について。綾川町中小企業等振興基本条例を見てみると「私たちは、次代の若者が未来に夢と希望を持つことのできる活力ある綾川町の創造を目指して、中小企業者のもとより、それを取り巻く全ての者の協働により中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。」とあります。中小企業振興基本条例は、企業の方が自分たち事業のことだけではなく、持続可能なまちづくりのために、自分たちの強みを持ちよることで、どのようにしたら若者が未来に夢と希望が持てる活力あるまちをつくっていけるのかなど、新しいまちづくりの考え方のひとつにつながるのではないのでしょうか。また、この考え方自体が、ウェルビーイングシティー構想につながるのではないのでしょうかとも考えていますが、いかがお考えでしょうか。

次に、今後の会議やイベントの在り方についてお尋ねいたします。ウィズコロナ、アフターコロナの時代には、会議が開催できないは、誠に失礼な言い方ですが、本当にあり得ません。本町では他市町に比べ、様々な行事を中止したり、制限をかけコロナの感染拡大に努め、感染拡大を止めてまいりました。本当に町長の英断だと、私は思っております。

しかし、最近の町長からは、感染拡大を十分に行った上でのイベントや行事はできる

だけ行っていききたいとの発言もよくお聞きすることがあります。今回の綾バルの開催は、ある種の町長のまちづくりへの覚悟と、新しい挑戦であると私は感じ取っております。今後、中小企業振興基本条例の会議を含め、様々な会議やイベントにおいても、感染拡大に十分に配慮した会議の在り方、またオンライン等での会議の参加を是非進めていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。会議が行われず、参加ができないというのは、会議に参加したい、また、まちや地域をよりよくしたい方の発言を抑制するものであり、参加の機会を奪うものであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略のなかで、K P Iがあります。K P Iとは、目標を達成するプロセスでの達成度合いを計測したり監視したりするために置く定量的な指標を意味します。昔の資料を拝見すると、K P Iはなく目標を立てるが、数値化や可視化されておらず、進捗具合や事業のプロセスがわかりにくいものでした。

また、最近ではウェルビーイングの考え方が企業やまちづくり、福祉の現場でもよく耳にするようになりました。「well-being (ウェルビーイング)」とは、直訳すると「幸せ」「健康」という意味があるそうです。健康とは、病気ではないとか、弱っているかいないかということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいうそうです。岸田文雄首相の肝いり政策として注目を集める「デジタル田園都市国家構想」。リモートワークや遠隔教育、遠隔医療といったデジタル技術を広く活用することで、都市と地方の格差を埋めようというものです。その、デジタル田園都市国家構想の中心概念として新たに加わったのが、「ウェルビーイング」です。

また、2021年11月に開催された第1回デジタル田園都市国家構想実現会議でも、「豊かな暮らし(ウェルビーイング)と『持続可能な環境・社会・経済』(サステナビリティ)を実現する」などを目指すべきものとして挙げられました。具体的な取り組みとして、「地域ごとにウェルビーイング指標を定期的に測定し、K P Iを設けて恒常的に改善」することが示されました。

そこで、本町では、ここ数年でS D G sの取り組みが総合戦略のなかで、追加アップデートされました。そこで今後の綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略においてもウェルビーイング考え方とK P Iを取り入れていただきたくと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) 大野議員のご質問にお答えをいたします。

9月3日開催の「綾バル」では、天候が危ぶまれたところではありましたが、新型コロナウイルス感染症対策で制限をかけた上での開催したところでございますが、本当

に多くの方にご来場いただきました。楽しんでいただけたのではないかなと感じております。イベント開催においては、関係者それぞれが、楽しめるイベントでなければならない。継続して開催していく上では、これでなければ難しいと考えております。

また、イベント時に排出されるごみについてであります。そのほとんどがプラスチック容器であり、今回の「綾バル」では、出展者側がいろいろ考えていただきまして、ごみの減量化や環境負荷の少ない容器の利用、飲み物をジョッキで提供するなど、ごみ削減の取組みが見受けられました。今後のイベント開催におきましては、ごみの減量化に向けての対策、これも検討していく必要があるのではないか、そのように思っております。

続いて、綾川町中小企業等振興基本条例であります。本町の事業所の大部分を占める中小企業者でございますが、地域の経済及び雇用を支える担い手であります。町の活性化に大きな影響力を有しておるところであります。基本理念に基づき、中小企業者が地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献できるよう、商工会とも連携を図り、中小企業の振興、これに努めてまいりたいと考えております。ウィズコロナ、アフターコロナにおいて、中小企業振興会議の開催も含め、様々な会議におきまして、その時々状況に応じて、感染対策を配慮した開催方法を検討して、適当な時期に開催できるよう努めてまいる考えでございます。

「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」でございますが、令和2年度より進めております第2期の「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生を成し遂げるため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づきまして、本町のまち・ひと・しごと創生に向けた基本目標と基本的方向、具体的な施策について、令和6年度までの5カ年の取組みの内容をまとめたものであります。総合戦略の施策には数値目標、KPIを定めており、施策におけるKPIの達成状況、これを確認するとともにPDCAサイクルを確立して、総合戦略を推進していくものとしているところでもございます。

また、SDGs、この視点も取り入れ、各施策と17の目標の関連性を見える化することにより取組みの浸透を図っておるところでもございます。「身体的・精神的・社会的に良好な状態である」というウェルビーイングの視点は、町民の暮らしやすさや幸福感を数値化・可視化していくことで今後のまちづくりにおいても非常に重要な指標であると認識はしておりますが、採用する指標やその分析の方法などの検討が必要でありますので、「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」へのウェルビーイングでの指標の導入は今後の研究課題とさせていただきたい、そのように考えております。

以上、大野議員への答弁とさせていただきます。

- 議長（河野） 再質問はございませんか。
- 9番（大野） 議長。
- 議長（河野） 大野君。
- 9番（大野） はい。

○9番（大野）再質問させていただきます。

綾バルのごみなんですけども、出たトン数とかわかれば、またいつでもいいんで資料として出していただいて、経済課の報告でもあるかもわからないんで、その時でも全然大丈夫なんでまたよろしくお願ひします。先ほど、町長言われたようにプラスチックのごみの問題っていうのは今後ずっとかかってくる問題だと思いますので、イベント開催時にはやはり気を付けてやっていくっていうのはいいかなあとは思っております。例えば小豆島のカレーのバルとかで言うと、プラスチックの容器は持ってこないでください、自分で持ってきてくださいというエコバルっていうのもありますので、そういったイベントもたくさん世の中では開催しているので、確かにサマーフェスティバルみたいなどころではなかなか抑制できないというか、プロの方もおられるんでなかなか難しいかなと思うんですけど、是非そういった観点をもってやっていただければと思っております。それ要望です。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ですけども、これが令和6年までですので、令和6年以降ウェルビーイングの考え方がもし入ってきてKPIに入ってくるようであればですね、いいなと思っておりますので、検討していただけるということですので、期待をしております。

振興条例、この件について綾川町中小企業等振興基本条例の会議ができていない。これは幾度となく質問させていただいております。そのなかで毎回出てくるのがコロナウイルスでなかなか難しいということですが、今現在、最短でいつぐらいに考えているのか、これだけ教えていただけたらと思います。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） はい、福家課長。

○経済課長（福家） 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

中小企業振興会議、これにつきましては、まだ今のところ開催の時期というのは申し上げることはできませんけれども、早急に商工会との連携を取りまして、開催の方をしたいと考えておりますので、どうぞご理解をよろしくお願ひいたします。

綾バルのごみにつきましては今のところまだ手元に資料がございませんので、また報告させていただきたいと思ひます。また、翌日朝、実行委員会と共に清掃の方、行いましたけれども、そのときにはごみもほとんど落ちていないという状況でございました。出店者の方、またご来場された方、皆さんごみについては協力をしていただけたものと思っておりますので、今後イベント開催の際には、ごみの減量化もそうですけど、ごみの片付けについてもお願ひをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家） 失礼をいたします。大野議員の再質問にお答えをいたします。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にウェルビーイングの視点ということです。先ほども町長の答弁でも申し上げましたとおり、令和2年から令和6年度までがこの2期の目標の期間になります。その期間内に総合戦略については人口減少問題が一番の課題であります。この数字はですね、令和6年度の数字が22,450人を目標としております。今現在ですね、この数字はこれを下回っているような状況であります。町の方も四本柱たてておりますけど、このKPIをしっかりとですね、達成することをまずは目標にしまして、大野議員がおっしゃるウェルビーイングについてもひとつの指標としてまた参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 9番（大野） ありません。
- 議長（河野） 以上で、大野君の一般質問を終わります。
- 9番（大野） ありがとうございました。
- 議長（河野） ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時58分

- 議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたしますけれども、まずもってですね、先ほどの大野議員に対しての答弁で1件報告がございますので発言させます。
- 議長（河野） 福家経済課長。
- 経済課長（福家） はい、議長。
- 議長（河野） はい、福家君。
- 経済課長（福家） 失礼いたします。休憩前の大野議員の質問にございました綾バルのごみの量でございますけれども、当日、4t車、8m³入るコンテナを用意しておりましたが、その半分程度の量であったという報告でございます。以上でございます。
- 議長（河野） それでは一般質問を再開いたします。
- 議長（河野） 6番、十河茂広君。
- 6番（十河） はい、議長。
- 議長（河野） 十河君。
- 6番（十河） はい、6番、十河です。
- 6番（十河） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。公明党の十河です。よろしく願いをいたします。

近年異常気象により、甚大な自然災害が全国で相次いで起こっております。香川県は、温暖で災害の少ない県とうたっていますが、今後はどのような危機が及ぶかもしれ

ません。本町でも台風による被害が起こらなかったわけではありません。川の氾濫により床下、床上浸水被害、豪雨によりため池が決壊寸前までいった事例もあります。

そのようななか、本町においても危機管理意識を高めて、非常時における様々な計画書を作成し、それにならい毎年消防団と一体になって訓練を行って来ております。近年は、感染症対策に対応した避難所訓練を行っていただきました。あわせて、各地域においては自主防災組織構築にも尽力をして来ています。

まさにこれからの季節は、台風が多く発生する季節となってまいります。台風災害による避難は、災害がある程度予想でき、短時間また一日程度で解消できるかもしれませんが、今後必ず起きると言われている南海トラフ巨大地震に備える必要が急務であります。本町においても、地域防災計画地震対策編にも示されていますが、避難所、また指定緊急避難所のトイレ設置、汚水処理について今回焦点を当ててまいりたいと思います。

1995年阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震などでの避難所のトイレ対策が万全ではない状態が大災害の度に繰り返されているとあります。ある神戸市内の中学校避難所では、既設トイレが発災当日に使用不能になると校庭の側溝がトイレ化し、汚物で溢れたとありました。仮設トイレは、通信や道路の寸断により避難所にいきわたるまでに、約2週間を要したとの報告があります。同じような現象が先で述べました大震災でも繰り返し起きたそうです。

あるアンケートによりますと、避難所生活の初期に最も困ったことを聞くと、「眠れる環境」19.5%、次いで多かったのが「トイレ」18.3%で、「食事」14.8%や「プライバシー」11.6%を上回った結果になったそうです。トイレくらいなんとかなるは男性の発想で、軽く考えがちですが、女性はそうはいきません。さらに障がい者、要支援者、高齢者のことも考えた整備が必要です。劣悪なトイレ環境は健康も脅かし感染リスクが高まることは、容易に想像できます。

さらにトイレに行く回数を減らすために避難者が食事や、水分摂取を控えることで脱水症状にもなり、エコノミー症候群の恐れも出てきます。トイレニーズは避難直後から発生します。備蓄品の水や食料などに比べて対策が十分でないことが多いのではないのでしょうか。これはある意味2次災害で命と尊厳にかかわってくる問題だと思っております。

主な災害用トイレには、下水道とつなげたマンホールトイレ、持ち運びできる簡易トイレ、便座に取り付ける凝固剤入りの携帯トイレ、また、工事現場などで使用される仮設トイレなどがあります。各地において発生した災害避難時のトイレ事情を掌握、参考にいただき、避難した時の安心と質の向上に努めることも大事と考えます。

これからの避難時に、住民の皆さんと共に情報を共有して、災害時におけるトイレの自助・共助の推進も併せて必要と考えます。以上をふまえ、4点お伺いをいたします。

①町の災害備蓄品の中に防災用トイレの整備、確保状況をお尋ねをいたします。

②本年度における災害避難訓練はいつ、またどのような内容を計画しているのかお

尋ねいたします。

③町内に働いている外国人の方などに対する災害時の行動周知、推進はしているのか。

④町内企業との地域防災協定を結んでいるところはあるのか。メリット・デメリットあるかと思いますが、結んでいるのであれば対象企業の役割、また今後、企業に対する働きかけは。

以上、4点お伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 十河議員のご質問にお答えをいたします。まず1点目の町の災害備蓄品の中の防災用トイレの整備、確保状況についてであります。これまでに便座に取り付ける凝固剤付きの携帯トイレを本庁舎及び支所、各公民館に各200回分を備蓄しております。さらに昨年度、各小学校及び旧小学校、B&G海洋センターに各1,500回分の備蓄を整備いたしました。

綾川中学校等、まだ携帯トイレを配備していない避難所への整備についても今後、検討するとともに、災害時の各家庭での備蓄についても啓発してまいります。他に支所及び各公民館には新型コロナウイルス感染症対策にも配慮して、フィルムの熱圧着により汚物を完全密閉できるラップ式トイレ、これを2台ずつ整備しております。

また、B&G海洋センターにはマンホールトイレを5基整備し、今年度のサマーフェスティバルで試験設置・運用する計画としております。

2点目、本年度におけます防災訓練についてであります。地区防災訓練を11月下旬に実施する予定であります。昨年度には避難所の「設営」訓練を実施いたしました。今年度は避難所の「運営」訓練を中心に実施することを検討しております。具体的な内容といたしましては、大規模災害時に長期の避難を想定し、避難者が主体となって避難所運営をするために必要な役割分担をし、情報の取得・管理・共有、食料などの物資の管理、衛生管理などの業務を体験するというものであります。

3点目の町内で働いている外国人の方などに対する災害時の行動周知、推進についてであります。外国語の質問シートを用意する等、円滑な避難所への受入れが可能となるように避難所運営マニュアルを整備し、対応に努めてまいります。また、外国人技能実習生の受入れ企業等に災害教育を実施していただくよう啓発もしてまいります。

しかしながら、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、地区の防災訓練の中止や規模縮小での実施を余儀なくされていることもありまして、直接的な働きかけができていないのが現状でもあります。そのような状況であります。現在事業を展開している多文化共生のまちづくりのなかで、関連事業者へ働きかけ、周

知、啓発をしてまいりたい、そのようにも考えております。

4点目の町内企業との防災協定についてであります。本町はインフラ等の復旧や医療の提供、要援護高齢者避難の受入れ、災害廃棄物の処理、物資の調達など様々な分野で町外も含めまして多数の民間事業者と防災協定を締結しております。有事の際には、それぞれの分野で連携しながら防災対応に当たることとしております。今後も訓練等の実施や連携によりまして協定の実効性をより高めていくとともに、まだ協定を締結していない分野についても関連事業者へ働きかけをしてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○議長（河野）十河君。

○6番（十河）議長。

○議長（河野）十河君。

○6番（十河）はい。

○6番（十河）失礼をいたします。再質問をさせていただきます。

町長の答弁にもございましたように3番でございますが、外国の方への災害時の周知の件でございます。せっかく町、また、地域・地区において避難訓練を行うわけでございますので、しっかりと、企業にお任せという部分ではなかなか企業さんがしっかりと訓練ができているのかどうかというのはなかなか計り知れないところはございます。そういうところ含めて、その外国人を雇っていらっしゃる方、また実施をしていらっしゃる企業の方にも避難訓練等々にも参加していただけるような道筋をたてていただき、各地域での防災訓練の充実を図っていただきたいと思いますが、そのあたり答弁をお願い申し上げます。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）十河議員の再質問にお答えしたいと思います。

外国人への訓練、また防災に関しての周知ということで、受入れ企業に任せっきりで、というところがございます。

今回計画しております防災訓練に際しましても、外国人実習生等を受入れしとる企業さんにつきましてもお声掛けをしてですね、参加をいただくようなことも今現在検討しておりますので、具体的になりましたら周知、お声掛け要請という形で考えてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解いただけたらと思います。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○6番（十河）議長。

○議長（河野）はい、十河君。

○6番（十河）はい。

○6番（十河）失礼します。再々質問をお願いを申し上げます。

町で行う地域防災訓練でございますが、現在、コロナの関係もあるかというふうに思

いますが、自治会長等、また、一部の方が対象となって参加をしていただいております。このように思いますが、そのために各地域におきまして、自治会単位かも知れません、地域におきまして自主防災組織が構築されているところだというふうに思います。その自主防災組織のリーダー、また、中心者の方を一堂に会してという表現が適切かどうか分かりませんが、代表者の方に折に集まってもいただき、また、各地域での情報交換をやっていただき、どういうところに困っているのか、また、どういうところに逆に力を入れているのか、というところも含めて情報の共有をしていただき、そこでまた行政に要望が出てくるのであれば対応していただきたいというふうに思います。自主防災組織のリーダー研修、また、協議会という名で皆さんの意見を集約する場が必要だというふうに考えますが、町の方としてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

このたびの地区防災訓練につきましては、基本的には現段階では自治会長さん、並びに防災士等の参加ということで予定をしております。自主防災組織の方々の参加についても人数の制約があるなかで参加については考えてまいりたいというふうにも思っております。そしてリーダー研修的などところにつきましては、これまで何度か実施をした経緯がございますけれども、コロナ禍というところで実施できていないのが現状でございます。今後、機会を捉えながら研修の実施というぶんについても考えてまいりたいと思います。

また、各自治会のですね、今回も自治会長さんのみの参加ということで、末端住民の方への周知につきましては、これも年度当初、自治会長会でもお知らせをいたしましたけれども、本年度、本町のほうで防災アドバイザーを任用しとるなかで、ご依頼があれば出向きまして防災知識、また、簡単な訓練でありますとか、そういう講話的なものについても対応できるということでさせていただいておりますので、その辺も活用しながら地域防災を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただけたらと思います。以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 十河君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○6番（十河） はい、では2問目の質問をさせていただきます。

「閉校になった綾上中学校の校舎の今後」ということで質問をさせていただきます。本年4月より綾南中学校、また綾上中学校が統合となり半年が経ちました。新たな歴史が始まったところです。生徒の皆さんは、元気に勉強に、また、スポーツに励んでいると聞いています。

現在、閉校になった綾上中学校の今後の跡地利用について、住民の方の様々な声が上がってきております。多くの声のなかに地域活性化の柱として生まれ変わって欲しいとの意見、要望がございます。綾上中学校跡地を地域活性化のシンボルとして、新たに観光、6次産業化のモデル施設、地域住民の交流の場など、地域に則した施設利用を考

えていく必要もあるかと思ひます。また積極的な企業誘致、民間の福祉施設、NPO法人への譲渡・貸与、近くに運動公園もあり高校生、大学生、社会人のなどのスポーツ団体の合宿所としても利用価値があり人口交流の一翼を担うこともできるかと思ひます。

また、土地柄的に農業後継者育成施設と活用して町内外問わず、農業に取り組みたいと考えている方への訓練所、研究所としても可だと思ひます。交通の便などの課題、道路整備等、地元住民の方の理解と合意をとりながら、問題課題を整理して条件を整えば決断してもいいかと思ひます。以上、綾上中学校の今後の利活用について3点お伺いをいたします。

①現在の綾上中学校の維持管理費はいくらほどになっているのか。

②学校備品、机椅子からスポーツ用具、楽器などの現状、また残っているなら今後の管理、処分はどのようにするのか。

③今後の活用について、現在アプローチしている企業、団体、また、要望がある企業、団体はあるのか。町の校舎の利活用の町の展望をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 十河議員の2点目のご質問にお答えをいたします。まず、令和4年4月に開校いたしました統合綾川中学校の様子であります。2学期を迎え、統合スタート時には、緊張感もありましたが、今はみんな仲良く、生き生きとした子どもの状況が報告されております。大きなトラブルもなく、通学路も再度点検を行っており、修学旅行、体育祭、綾坂地区及び県総体などの行事が、統合した生徒全員で、無事実施されました。今後とも、学習環境整備に努めてまいりたい、そのように思ひます。

さて、1点目の現在の旧綾上中学校の維持管理につきましては、令和4年度の当初予算、これにつきまして、旧中学校管理費として409万2千円、この予算を計上しております。

2点目の旧綾上中学校の備品については、まず、綾川中学校が必要とする備品を教職員で選んでいただき、綾川中学校へ移動いたしました。主には、教科備品やピアノなどの大きな楽器、テント、応接セット、電器備品などであります。その後、小学校に必要とする備品を選んでいただき、夏休み中に各学校に移動をいたしました。

主には児童用の机・椅子、事務用の机・椅子、ロッカー、電器備品などであります。今後、まだ残っている備品については、町施設等で再利用の調整を行いまして、その後、処分等も検討してまいりたいと考えております。

3点目の今後の活用について、現在アプローチしている企業、団体、要望がある企業、団体はあるのか。町の校舎の利活用の展望についてであります。これまで企業3社から跡地利用の問い合わせを受けております。今後利用計画等の提案を受ける予定になっております。また、国が運用しております「みんなの廃校プロジェクト」への登録も準備をしております。幅広い提案を受ける体制を整えていきたいと考えてお

ります。

綾上中学校跡地利用につきましては、令和4年度の重点施策に位置付けをしております。また、「過疎地域活性化推進事業」の一環として有効利用につなげていくものであります。7月に綾上地区の自治会長及び公民館運営協議会委員を対象に開催いたしました過疎地域活性化推進事業にかかる意見交換会では、綾上中学校の跡地利用に期待するものとしては「企業誘致」、「雇用創出」、「住民の交流の場づくり」という意見が多く挙げられ、地域住民の関心の高さが伺えたところであります。

今後、民間活用に向けた誘致戦略を展開していくなかで、施設の有効利用はもちろんのこと、活用事業者と地域住民との連携・交流による地域活性化が図れるよう取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（十河）議長。

○議長（河野）十河君。

○6番（十河）はい。

○6番（十河）確認でございますが、1点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

現在、綾上中学校で、体育館では社会体育で利用されていることもあるかなというふうには思いますが、それ以外のときに野犬であり、また、ひいては野良猫の住処になっているところがあるのかどうか、また、不審者が侵入した形跡等々も踏まえた状況・状態をお知らせいただきたいと思っております。町においては重要な、貴重な財産でございますので、しっかり次の利用が決まるまでは、管理、守っていくことが大事だと思っておりますけれども、現状そういうところがあるのかどうか、お知らせをお願いをいたします。

○学校教育課長（岡下）議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）十河議員さんの再質問についてお答えいたします。

現在の利用状況につきましては、体育館、武道館の方を社会体育施設としてグラウンドも含めて利用をさせていただいております。ご質問の、野良犬・野良猫・不審者の状況につきましては、現在のところ報告はされておりましたが、体育館につきましては綾川中学校の部活動でも利用されているというところと、もう一点は、調理場の方は、現在も稼働しておりますので、周囲の草刈り等の予算もつけておりまして、環境は整えるように運用しておるといところでございます。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○6番（十河）はい、ありません。

○議長（河野）以上で、十河君の一般質問を終わります。

○議長（河野）1番、大西哲也君。

○1番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○1番（大西） はい。

○議長（河野） 大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（大西） はい、それでは一般質問を申し上げる前にひとつだけお話しさせていただきます。午前中、大野議員からお話ございましたが、9月3日、道の駅滝宮で行われた綾バルは大勢の来場者で賑わい、イベントとしても予想を上回る結果であったように思います。綾川町における新型コロナウイルスの感染者数に至りましても、綾バルの前後を見ても大きく増加することもなく、これも運営の皆様の感染対策の成果のひとつであると改めて綾バルの実行を決断いただきました執行部に感謝申し上げます。綾川町を代表するようなイベントとして今後も継続できるよう、よろしくお願ひいたします。前置きが長くなりましたが、それでは通告に従い、これより一般質問を始めます。

「気象変動による町内の治水と安全管理について」。昨今の気象変動に伴い、ゲリラ豪雨などによる被害も各地で頻繁に見られるようになり、防災の観点からも『治水』という概念が注視されるようになりました。また県下では水田を活用した治水対策の一環として排水の調整をすることによる『田んぼダム』の取組みも始まっており、綾川町でも既に一部実施されている地域もあります。

しかしながら、少子高齢化、人口減少に伴う自治会の担い手不足に伴ってクリーン活動の下火化などの影響もあり、中山間地の道路用側溝の堆積物の除去などの管理が十分にできておらず、集中豪雨により排水が追いついていない場合や、遊休農地の増加と同時に管理放置された農業用の水路も増えつつあり、地域によっては付近の住宅地や道路への冠水も問題となりつつあります。

また、暴風雨などの影響によって、道路上に張り出した樹木による通行の妨げや、標識が見えなくなるなどが浸水被害と同時に起こりうることも考えられます。特に中山間地においては日常生活には支障をきたしていなくても、急な天候の変動によって危険にさらされる地域が多数あり、こちらも上記の少子高齢化により以前のような地域や個人での解決が年々難しくなりつつあります。冒頭でもお伝えした防災の観点もさることながら、住民の暮らしの安心と安全を守る行政としての役割を踏まえ、大きな事故につながる前に原因の芽を摘むことも必要であると感じております。そこで執行部へお尋ねいたします。

一つ、道路の排水溝の維持管理については今後どのように考えているのか。二つ、土地所有者への、道路に張り出した樹木伐採など、業者委託と、更なる行政指導や助成の検討は考えられるのか。三つ、農地防災や農業水利の観点から水利組合との連携など今後どのように『農地の治水』に取り組むのか。

以上、本件に関して3点、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、「道路の排水溝の維持管理について」であります。本町では、維持業者による町道のパトロールを年4回実施し、路面や路肩等の異常、また側溝の詰まりなどの早期発見に努めておるところであります。パトロール時に対応できない案件につきましても、職員が現場を確認した上で、必要に応じて対応しておるところであります。昨年度は、327件の報告中、排水施設関係は74件あり、順次、対応を行ってきたところあります。

また、地元から要望のあった箇所への対応に加え、町道の側溝に関しては、農業用排水路と兼用になっている箇所も多くあることから、地元水利組合が清掃を行ったり、地域の方々が、また事業者がボランティアで清掃を行ってくれる箇所もあります。町道は地域の方々にとっての重要な生活道としての役割を担っていることから、こうした活動もまた、良好な道路環境を維持していく上で、重要な活動のひとつであると考えております。道路を利用されるあらゆる方のご協力をいただきながら、引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目の「道路に張り出した樹木について」のご質問であります。道路上に張り出した樹木などについては、自治会長会や町のホームページなどを通じて、伐採、剪定を行うなど、適正な管理に努めていただくようお願いをしているところあります。

民法にも規定されているとおり、私有地から張り出している樹木は、土地所有者の方に所有権があるため、道路管理者が勝手に伐採などを行うことができません。道路交通への危険が迫った時などは、やむを得ず緊急の措置として道路管理者が伐採を行うこともありますが、所有者の承諾は必要となります。こうしたことから、引き続き、適切な管理について周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。なお、個人の資産となる樹木の管理について、町としての助成は考えておりません。

3点目の「農地の治水に対する取組み」についてであります。「ため池の保全に関する条例」及び、令和元年7月に施行されました「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、ため池管理者の報告を受けており、随時、ため池のデータベースを更新しております。また、毎月、主要なため池の貯水量調査を実施しており、異常があれば連絡を取る体制を整えておるところであります。今後も田んぼダムの推進を図り、現在行っている無線放送や広報紙による農業水利施設の点検を促す啓発活動などと併せて、防災に努めてまいります。

近年では、毎年のように、全国のいたるところで豪雨による被害が報告をされております。こうしたなか、国におきましては、「国や地方公共団体を始め、事業者や住民など、あらゆる関係者が協働して、流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策」としての「流域治水」への転換を提言しており、今後、治水対策を考える上で、重要なキーワードであると考えております。今後、ハード施策だけではなくソフト面からも、また、行政のみではなく住民の方も含めて、官民一体となった取組みを検討、実施していくこ

とで、「流域治水」の実現に努めてまいりたい、そのように思っております。

以上、答弁いたします

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○1番（大西）はい。

○1番（大西）ご答弁ありがとうございました。それでは道路の維持管理について再質問いたします。先ほど、年に4回のパトロールを実施されているとお伺いしました。修繕につきましては、交通量や危険度、予算との兼ね合いも含めての優先順位にはなるかと思われませんが、パトロールによって防災の観点から地域住民への注意喚起などを行うことができる場合もあるかもしれません。そこで、パトロールの更なる強化のお願いと同時にパトロールの内容について再質問いたします。

一つ、道路巡視業務の点検マニュアルはありますでしょうか。二つ、パトロールの際、チェックシートなどの活用はされていらっしゃるのでしょうか。三つ、パトロールの範囲や順路、間隔など偏りが起きないような仕組みはありますでしょうか。

再質問は以上です。

○議長（河野）田岡建設課長。

○建設課長（田岡）はい。

○議長（河野）田岡君。

○建設課長（田岡）失礼をいたします。大西議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、点検マニュアルはあるのかというようなご質問かと思えます。こちらにつきましては、毎年度、業者の方へ委託する際に仕様書としてお渡ししているものがございます。こちらのほうに点検箇所などを明記をしておるところでございます。チェックシートにつきましては、現在のところ、そういったシートをつくっておるものではございません。ただ、報告の様式につきましては、統一した報告様式を使用させていただいており、業者によってですね、報告の内容がバラつくというようなことはできる限りないようなことを心掛けてございます。

また、範囲・順路につきましては各事業者が担当する区域、こちらの道路網図をお渡ししてですね、ただ、事業者はそれぞれ地元の業者となっておりますので、地元の状況に非常に詳しいということからもできるだけ効率的な順路を事業者の判断によって回っていただくといったことで対応をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○1番（大西）はい。

○1番（大西）ご答弁ありがとうございました。

それでは、農地について再々質問いたします。先ほど、田んぼダムについて少しお話

させていただきましたが、こちらの推進につきましては何か広報等、町として取組まれることは考えられていらっしゃるのでしょうか。

再々質問は以上です。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家君。

○経済課長（福家） 大西議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

この田んぼダムにつきましては、まだできてから間もないこともございますので、これから広報誌なりいろいろと推進の方、図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野） 大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○1番（大西） それでは2問目の質問に移らさせていただきたいと思います。

「保育士の労働環境の更なる改善を」。現在、少子化に伴い、「教育」と「子育て」への関心が高まっており、『てい先生』といった現役の保育士がY o u T u b eやT w i t t e rを使った活動を通じてメディアにも取り上げられるなど保育士という職業についてもクローズアップされております。

こども園における保育士の社会的役割は非常に大きく、ただ子どもを「保育」していればよいという時代ではなく、障害を持った園児には必要に応じた「介助」であり、共働き世代の保護者が安心して預けられる「養護」の概念と同時に「教育」の概念も求められております。また、昨今のコロナ禍に伴い、園児達の集団感染も問題視されておりますが、接触距離の近い業務である保育士は、ある意味医療従事者に近いストレスにもさらされているのではないのでしょうか。

そのような環境のなか、国としても保育士の賃上げなどの処遇改善に力を注いでおり、綾川町でもタブレットの導入による保育士業務のI C T化も進められておりますが、現場の保育士からはやはり実態がまだまだ見てもらえていない等の声も多数あるのが現状です。一部のこども園では職員の退職が重なり、退職者が他のこども園に勤務するなどの一部偏った情報により保護者から不安の声が出ているケースもあります。保育士の離職率の低下は、こども園の人数の確保と同時に経験値の向上や、保護者からの安心にもつながるひとつの指標として注視すべき数字であると感じております。

そこで保育士の処遇改善に向けてどのように取組むのか、以下についてお尋ねします。

一つ、町として今後どのように保育士の処遇改善に取り組んでいくのか。二つ、現場で起きている問題をスムーズに採り上げられる、保育士、臨時職員も含めて、それから主任、そして園長、また、子育て支援課へとつながる意見箱のような職場改善のシステム化はどうか。三つ、職場環境が改善に向かっているかどうかの指標として年度毎に職員

の勤務年数、正規、臨時(フルタイム、パート等)の各離職率を可視化してみてもどうか。

以上、本件に関して3点、執行部の考えをお尋ねします。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) ご質問にお答えをいたします。

1点目の「町として今後どのように保育士の処遇改善に取り組んでいくのか。」についてであります。国の保育士処遇改善加算制度によりまして、本町におきましても、令和4年2月から会計年度任用職員の保育教諭給料表号給を4号給引き上げております。これは、月額約9,000円の引き上げとなっており、今後も継続してまいります。

2点目の「現場で起きている問題をスムーズに採り上げられる、保育士→主任→園長→子育て支援課へとつながる意見箱のような職場改善のシステム化はどうか。」についてですが、現在、各こども園の代表者1・2名と子育て支援課職員とで職場改善検討委員会、これを毎年度4回開催しております。町内のこども園での困りごとや改善点等を意見交換しておるところであります。

昨年度より、新型コロナウイルス感染症対策で給食等に使い捨ておしぼりを導入したことも、職場改善検討委員会での意見交換がきっかけでありました。子どもたちにとっても衛生的で、職員がおしぼりを洗濯・干す・取り込む時間が軽減され、その分、子どもたちと関わる時間や事務に要する時間が増えておるということであります。

3点目の「職場環境が改善に向かっているかどうかの指標として年度毎に職員の勤務年数、正規、臨時の各離職率を可視化してみてもどうか。」についてであります。離職理由は、結婚や介護など様々で、個人により状況は異なりますが、退職者が生じた場合は、その都度、人員確保に努めておるところであります。しかしながら、保育教諭が長く勤められる働きやすい職場環境を作ることは、保育の質を高めるためにも大切なことであると考えておりますので、今後も現場の意見を聞きながら、保育士の労働環境の改善に取り組んでまいり、ということであります。議員の質問に対する答弁といたします。

○議長(河野) 再質問はございませんか。

○1番(大西) はい、議長。

○議長(河野) 大西君。

○1番(大西) ご答弁ありがとうございました。保育士の正規職員について再質問をいたします。

先ほど、離職率の可視化についてご提案いたしました。全国保育協議会などによる資料には離職率だけではなく様々な統計から保育業界が抱えている問題を表面化しておりますが、保育士の労働環境の改善と一言で申しましても、様々な取組みが現在も各地で行われているかと存じます。そのなかのひとつとして、正規職員の増加を、といった声は綾川町内でもよく耳にいたします。そこで町内における保育士の正規職員数につ

いて再質問いたします。

一つ、綾川町の保育士における正規職員と臨時職員との比率は過去からどのように推移しておりますか。二つ、例えば県内のこども園との比較はできないでしょうか。

再質問は以上です。

○子育て支援課長（杉山） はい、議長。

○議長（河野） 杉山子育て支援課長。

○子育て支援課長（杉山） はい。

○子育て支援課長（杉山） ただいまの大西議員の再質問にお答えいたします。

綾川町のこども園の正規職員と臨時職員、会計年度任用職員との割合でございますが、正規が大体30%、会計年度任用職員が70%でございます。手持ちの資料としましては、2年分、令和2年と令和3年度分しかございませんが、割合はほとんど変わっておりません。

それから2問目のご質問ですが、県内の他市町との比較でございますが、手持ちの資料では、正規と会計年度が半々であるとか、正規の方が40%、会計年度の方が60%というような資料が手持ちでございます。綾川町ちょっとだけ低いようではあります。今後も職場環境の改善等に努めまして、退職者等が出る場合はバランスが悪くならないような形で採用をしていきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○1番（大西） はい。

○1番（大西） ご答弁ありがとうございます。続きまして先ほど、町内こども園の職場改善における協議会について再質問いたします。

1度目の再質問で申し上げた正規職員の増加は財政負担の増加であります。住民からはそれに見合うパフォーマンスも当然求められます。例えばタブレットの導入によりICT化を進めることは保育士の業務軽減が目的のひとつであると思われませんが、先ほどご提案しました意見箱等につきましては当然保護者からの声も含まれるべきであり、ICT化や匿名性によっては、心理的負担が減ることによって内外からの意見が増え、逆に対応に追われる可能性もあります。

しかしながら職場改善協議会の活性化は労働環境の改善にもつながっていくと考えられます。そこで先ほどの職場改善協議会についてご質問いたします。

一つ、保護者の意見が反映されるような仕組みはありますか。二つ、臨時職員の参加など役職に囚われない人選の検討を。三つ、各園で勤務される保育士同士の協議会に向けた意見交換の場などはありますでしょうか。タブレットの導入により検討されているものもあるかもしれませんが、再々質問は以上です。

○子育て支援課長（杉山） はい、議長。

○議長（河野） はい、杉山子育て支援課長。

○子育て支援課長（杉山） 大西議員の再々質問にお答えいたします。保護者の意見が、今度導入されるICT化によるタブレット等を使って反映されるかどうかでございますが、ちょっとまだ構築中ございまして、そのようなご意見があったということを踏まえて、ちょっとまた反映させていきたいなと考えています。

それから、職場改善検討委員会でございますが、こちらのメンバーは毎年各園から1、2名、役職にかかわらず、園長であるとか主任であるとか、普通の役職のない職員を選んではおりますが、このなかに臨時職員はおりませんので、今後臨時職員を加えることも考えていきたいと考えます。

あと、保育士同士の意見交換の場でございますが、こちらについてもいろいろな研修会で職員同士が会うこともございますし、いろんな場面で、全体的にこういう場で意見交換会をします、というような場はありませんが、様々な場面で意見交換が行われていると考えております。以上です。

○議長（河野） 大西君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○1番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○1番（大西） 「タツタの森にネット予約活用を」。昨今のキャンプブームなどから、タツタの森の利用者も増加していると聞いております。現在、タツタの森は綾川町ホームページから利用状況の確認はできますが、予約方法が電話のみの受付となっております。

しかしながら、現地の職員が別の業務のために、事務局が無人の時間帯があるという理由で電話がつながらないケースが多く見られました。繁忙期など業務が重なる場合は仕方ない部分もあろうかと思われませんが、電話の転送やメールの活用などの対策が必要であるように感じております。また、地方創生を掲げる綾川町にとっても交流人口から関係人口の拡大に向けて観光資源は有効に活用する必要があります。そこで執行部へお尋ねします。

一つ、ネット環境を利用状況の確認だけではなく、予約方法としての利用も検討してはいかがでしょうか。二つ、指定管理者制度の利用は今後どのように考えているのか。

以上、2点について執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

「柏原溪谷キャンプ村 タツタの森」につきましては、綾川の溪谷美を活かし、自然の風や、野鳥の声に癒されるなど、人気のあるキャンプ場となっております。ゴールデンウィークや夏休み期間中などの繁忙期には、申込みが多数あり、なかなか予約がとれ

ない施設となっております。

現在、タツタの森の予約につきましては、電話での受付に限定をしております。ホームページでは空き状況の確認のみ可能となっております。電話での予約の際に予約内容の確認及び、持参が必要な物品や、来場までに食材の購入が必要であることなど、注意事項をお伝えし、スムーズな利用が可能となるよう心がけております。

しかしながら、インターネットで様々な予約ができる時代であることから、ネットでの予約につきましては導入をする予定で現在、進めているところであります。予約方法の変更についての周知期間も必要であることから、運用は秋以降で考えております。

また、指定管理者制度の活用については、平成20年に、複数の企業等へ打診したことがあります。閑散期と繁忙期の差が激しく年間を通して施設利用が見込めないなど、従業員の配置等が困難との理由で不調となった経緯もございます。施設の老朽化も進んでおり、改修等の方向性ととも、運営方法についても検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（大西）ありません。

○議長（河野）以上で、大西君の一般質問を終わります。

○1番（大西）ありがとうございました。

○議長（河野）2番、森繁樹君。

○2番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○2番（森）2番、森です。

○議長（河野）森君。

○2番（森）それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先月、インターハイ自転車ロードレースが本町で開催され、たくさんの方のご尽力、ご協力のおかげで無事終わることが出来ました。このまたとないチャンスであったロードコースをレガシーとしてどのように活かしていくとお考えでしょうか。

ひとつの例として何点かご紹介させていただきます。京都にある旧美山町、現在の南丹市で毎年開催されている「美山ロード」です。1988年に京都国体が開催され、その時に使用したロードコースの一部を使って、翌年から33年間続いているレースです。関係者の方にお伺いしたところ、当初は100人、200人くらいの参加者だったそうですが、今では1,000人を超える規模になっていると聞いております。旧美山町だけの力ではなく、競技連盟関係者、地元地域のボランティアの方々、たくさんの方の力も必要になりますが、町おこしだけではなく、スポーツを通しての教育などとして成功を収めているといえるものだと思います。

また、高校生の自転車競技ロードレース四国大会についてです。自転車競技にはトラックとロードの2種類あり、トラック競技については開催県にある競輪場を使用させ

ていただいております。ロード競技に関してはなかなか開催する場所がなく、毎年広島にある施設を利用して行われているそうです。高体連としても、四国大会なので四国で開催してほしいという状態ではありますが、出来てないのが現状とお聞きしています。

何を目的とするかや、どの規模で行うのかなど先だって決めるべきものがありますが、今年、インターハイのロードレースが行うことができることを実証した本町としては、このような高校生の大会の誘致は持ってこいの状態だと思います。それに合わせて、前座のレースをイベントとして行い、一般の方にも参加していただく、といった形も手段としてはいいのではないかと思います。もちろん地域住民の方のご理解・ご協力なくしてはなりません。

今回のコース全部を利用するのは大掛かり過ぎるとも考えられますが、重要なのは「今回のコースの一部でも利用する」、「年を空けずに継続する」。この2点だと思います。今回のインターハイの開催にあたり、何らかの苦情がないわけではありません。ですが運営上の反省点・改善点、特に交通整備面などを考慮し、いい形でこのレガシーを活かしていくべきだと思います。継続していれば、昔行われていた田万ダムのようなダム周りの周回レースを、数年後には長柄ダムで行うことも一案としてあげられるのではないかと思います。

これらを踏まえどのようにお考えでしょうか。

あわせて、観光の観点からも盛り上げていくためについてもお話しさせていただきたいです。美山ロードが当時、町おこしとして成功してきた理由のひとつに「宿泊施設がある」ということが挙げられると聞いています。先ほど述べたようなレースの誘致がうまくいけば合宿も行われるなど、宿泊施設の充実は必要となってくると思います。廃校になった学校や利用していない公共施設、または空き家等の活用につなげていくことも視野として入れていくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。回答をお願いしたいと思います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。8月7日に、全国高校総合体育大会自転車ロードレース競技が、綾川町にて行われ、男子144名、女子42名、計186名の選手により、熱い戦いが繰り広げられたところであります。当日は、国道・県道・町道をコースとした一周21.2Kmを車両全面通行止めといたしまして、地元住民のご理解・ご協力のもと、また、競技役員102名、運営役員61名、立哨ボランティア174人、補助員36名、計373名の関係者の協力により、大きな事故・トラブルもなく無事終了いたしましたところであります。

今大会を通じまして自転車ロードレース競技を住民の方々が、初めて直接目の当た

りしたことで競技に対する住民の理解、これが深まった、というふうには、まだ考えておりません。しかしながら、参加者の方から本町における環境・コースは、現在の日本のレースでは、「まずない素晴らしいコースである」と絶賛する意見もお聞きをしております。今後は、ロードレース競技を行う上での諸問題、今大会での反省点・改善点、これを踏まえた上で検討してまいりたい、そのように考えております。

次に「観光の観点からも盛り上げていくために」であります。今回のロードレースで使用されたコースについても、観光資源のひとつであると考えており、全国高等学校総合体育大会の自転車ロードレース競技を一過性の大会に終わらせないように地域活性化の観点から活用していくことが重要であると考えております。

そのひとつの取組みとして今回のコースを活かして、サイクリスト達を町内に呼び込み、観光を伴う消費を促進できるような取組みを行いたいと考えており、今年度、町の観光協会においてもインターハイのコースも含め、町内の観光を楽しめる情報を掲載したロードマップを作成するという予定にしております。宿泊施設につきましては、今後の研究課題とさせていただきたい、そのように思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○2番（森）ご答弁ありがとうございました。1点、先ほど町長が言っていました反省点を改善しつつっていう、その反省点を具体的に何かあれば教えていただけますでしょうか。お願いします。

○生涯学習課長（小泉）はい。

○議長（河野）小泉生涯学習課長。

○生涯学習課長（小泉）森議員の再質問にお答えいたします。反省点につきましては、今現在、立哨ボランティアに対してアンケートを行っております。で、ちょっと今集計の途中ではございますが、そこから出てきている意見が何点かございまして、やはり今回レースとしては21.2Kmっていう長い距離、これを全面通行止めにしたことがありまして、予測していた通り、そのコース内にやはり車が進入したという回答を多々いただいております。このあたりも踏まえてコース選定、それからその立哨員の数、このあたりも含めて検討課題になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○2番（森）回答ありがとうございました。やはり交通のところが、自転車競技1番の課題になるのはもう分かってはいるところだと思うんですけども、コースをどう使うかっていうのを、全部を21Kmを使うわけではなく、競技関係者の方と十分いろんな検討をするところあると思うんで、そこのあたりを協議していただいて、是非開催

に向けて進んでいけたらなと思っております。頑張っ綾川を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、森君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時 8分

再開 午後2時19分

○議長（河野） よろしいですか。

○議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野） 4番、三好東曜君。

○4番（三好） はい、議長。4番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○議長（河野） 三好東曜君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（三好） 本日最後の質問となりました。皆さん是非、寝ずに聞いていただけたらと思います。少々長いです。初めに言うとなったら長く感じません。はい。それでは、よろしくお願ひいたします。

「マスク着用のガイドライン見直しについて」質問をさせていただきます。綾川町などの地方自治体から厚生労働省に向けて「マスク着用のガイドライン見直しの要望」をあげることは可能でしょうか。例えば住民にアンケートをとり、住民の50%以上が見直しを求めるなら自治体として「マスク着用ガイドライン見直し要望」を国に求める、もしくは住民の署名が一万筆以上なら見直しを求める、など、綾川町が考える見直し要望をあげる条件を教えてください。

また、医師の間でも、コロナウイルスが不織布マスクの網目より100から1000倍小さいので感染予防効果が全く期待できない、エアロゾルは防げるなど、意見が分かれるマスクの感染予防効果ですが、厚生労働省はマスクのコロナウイルスに対する感染予防効果があるという根拠になる論文や資料などは持ち合わせていないという回答が以前ありました。このことを綾川町として知っているのでしょうか。もし、私が間違っていて、根拠となる論文、資料などがあるなら、国に問い合わせた上でお示しいただけますでしょうか。

マスク着用により表情によるコミュニケーションが難しくなっています。教育現場や保育現場、介護現場、福祉現場、医療現場では表情が読めないことでコミュニケーションの質が下がり、弊害を来たしています。特に保育、教育現場では子ども達の表情を読んだり、感情を表情に表す能力と表情筋力の発達が著しく遅れています。新型コロナ

ウイルスが肺炎をおこし40万人以上が1年で亡くなるという当初の見立ては幸いにして全く外れ、今までのデータからインフルエンザより毒性が低いということがわかっています。特に保育、教育の現場で風邪の症状が無い人のマスク着用は弊害があまりに大きく、インフルエンザなどの風邪と同様の症状がある人だけマスクを着用するという対応が望ましいのではないのでしょうか。もうすぐマスク生活が強要されて3年経ちます。子ども達の3年間というと、中学に入学して卒業するまでです。入学から卒業まで、友達と先生の素顔をほとんど見ることなく終わることの弊害はあまりに大きい事をご想像いただけたらと思います。マスク着用による表情によるコミュニケーションが困難になっていることについて町はどのようにお考えでしょうか。

マスク着用はあくまで厚生労働省から国民に対するお願いであり、強制ではないということで間違いなかったのでしょうか。私の調べたところ、マスク着用を強制した場合、刑法223条の強要罪で3年以下の懲役に値します。また、読売新聞の記事によると9月1日にマスクを着用しない乗客を降車させたとして、伊豆箱根バスが国土交通省中部運輸局から、道路運送法に基づき、バス2台を各25日間の使用停止にする行政処分を受けています。

マスクをすると酸素が18%減り、二酸化炭素は83倍になり、有害であることを北海道の小学生と担任の先生が理科の実験により証明しました。2021年5月27日の週刊事実報道の記事です。さらに、マスクにこそコロナウイルスは定着し、4日間以上生き延びて、他の雑菌も繁殖し、感染源になっているとの指摘もあります。私は感染予防に科学的根拠の無く、さらに場合によっては健康を害するリスクを高めるマスク着用義務の撤廃をまず子ども達、そして次に行政職員から行えるように関係政府機関に町として要望していくことを望みますが、町長の見解はどうでしょうか？ご答弁よろしくをお願いします。

○町長（前田） 議長。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。まず、1点目及び2点目の「町から厚労省にマスク着用のガイドライン見直しの要望」についてであります。厚労省が示すガイドラインは感染予防と熱中症の防止という観点から適切であり、特に問題がある内容とは思いませんので見直しの要望をするということは考えておりません。マスク着用に関して賛否両論あることは承知をしておりますが、厚労省のガイドラインを参考に着脱を判断していただきたいと思っております。

3点目の「マスクの感染予防効果の根拠」についてであります。例えば東京大学医科学研究所の「新型コロナウイルスの空気伝播に対する防御効果」という発表があります。その他、理化学研究所のスーパーコンピューター「富岳」によるシミュレーションを用いた研究結果、海外の調査報告などによりマスクの感染防止効果等を確認し、ガイドラインを制定しているものと理解をしております。

4点目の「マスク着用によるコミュニケーションへの弊害」についてであります。介護・福祉・医療現場ではコロナ禍以前からマスクの着用率は高く、マスク着用によるコミュニケーションの質の低下ということは少ないと思っておりますが、聴覚障害者のために口の部分が透明で唇の動きがわかるマスクの着用をするなどの工夫をしているという話を聞きます。

教育現場や保育現場では厚労省、文科省のガイドラインに従いマスクの着脱を求めており、就学児については体育の時間などはマスクを外すことを推奨しています。また、未就学児につきましてはマスクの着用を一律に求めてはおりません。

ご質問にはコロナウイルスは季節性インフルエンザより毒性が低いとされていますが、第90回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードによりますと、オミクロン株流行期における重症化率は、60歳未満は同等、60歳以上になりますと、コロナウイルスの方が約3倍高いとされております。さらにコロナウイルスには後遺症に苦しむ方も多数存在をいたします。感染を防ぐためにコミュニケーションが思うように取れないときは確かにあると思っておりますが、国のガイドラインによりマスクの着脱を推奨することが適切であると考えております。

5点目の「マスク着用は強制ではないということで間違いないか」というご質問でございますが、その通り、強制ではありません。

6点目の「マスク着用義務の撤廃を関係政府機関に要望するよう」求められている件であります。マスク着用もコロナウイルス感染拡大防止策の重要事項のひとつである以上、町といたしましては国の示すガイドラインに基づきマスクの着脱を推奨してまいりたいと考えております。以上、質問に対する答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（三好）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○4番（三好）はい、町のスタンス示していただきましてありがとうございます。

そうですね、まず最初の質問にちゃんとお答えいただけてないんですけれども。1番、2番ですね。50%以上、どういう町民の意思、町の現在の執行部の考え方はわかったんですけれども、町民が50%の署名を集めるだとか、アンケートでそういう声が高くなるとか、そういうどの時点でやっていただけるか、要望をあげていただけるか、そういうことを答えていただけてないので、ここのご答弁をよろしく願いいたします。

で、その3点目の質問なんですけれども、東大のスーパーコンピュータだとか、海外の調査報告をもとにガイドライン、これ矛盾しますよね。海外の、海外ではコロナ対策でマスクをしていくということ自体がどんどん取りやめられていっている、この事実はご存じですよ。で、これがあるにもかかわらずスーパーコンピュータの、これ本当なんですかね。厚生労働省に問い合わせたんでしょうか。ここのところ、まずこれは国に問い合わせた上でお示しいただけますでしょうかということをお聞きしており

ますので、国に問い合わせたかどうかとこれが本当かどうか、これを教えていただきたいと思います。

で、その次にですね、低下は、コミュニケーションの低下は少ないと言われましたけれども、少なくないですよ、これ明らかに。もう顔が見えませんか。で、工夫をされているということでしたが、インターネットにショッキングな映像が上がっているわけですよ。教育現場で。クラスで自分の自画像を、絵画の授業で、美術の授業で描くって、貼り出されている絵が全員マスクをした自分の顔。これ明らかにおかしいですよ。こういう現状を海外が取りやめていっているなかで、国として、変えていくということは当然できることだと思うんですね。で、それをまず声をあげていく、これを、誰かが声をあげていく、町が声をあげていく、私たちが声をあげていく、そういうことをしないときっかけができないですよ。国が対応する、いつまでも国任せにするのではなくて現場でおかしいと感じたら、我々が声をあげて正しい方法で要望していく。そういうことが必要になるんじゃないでしょうか。ここについても、町のお考えをお願いいたしたいと思います。

で、推奨していく、適切である、このところは本当に考えていただきたいと思えますね。考え直していただきたい。で、マスク着用はお願いであり強制でないということがはっきりここで答弁をいただきましたので、そのところは真摯に受け止めて、強制ではないという対応をさせていただきたいなというふうに思っております。で、国のラインがマスクを推奨していきたい、推奨していくっていう強制でない時点で、推奨していくってことはあり得ないですよ。強制ではないので。推奨して行って、マスクに感染予防効果がない、その前の質問に戻りますけれども、はっきりとした根拠論文、これをお示しいただけない時点で、推奨するも推奨しないもないというふうに私は感じているんですけれども、以上5点におきましてご答弁をお願いします。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） ただいまの三好議員の再質問にお答えいたします。

①番と②番の住民の50%以上の署名があればどうかとか、どの時点で声を出していただけるのかという話でございますけれども、これにつきましては要望があったといたしましても国のこういった指針、そういったものがございますので、それを十分吟味した上でどうするかというのは判断になろうかと思います。

それから3番のマスクの事実、国に問い合わせたものかどうかということですが、これにつきましては厚労省のホームページの方にそういった文献が載せてございます。これをもとにマスクの着用、そういうガイドラインが作られたということで、それが示されております。

それから④の全員がマスクをつけなければならないのかということで、国がマスクの強制、これ効果が現場で効果が出てないんじゃないかと、海外ではすべて外してるとはでないかということですが、先ほどの③の中の国が示されたそういう研究成果に基づいてマスクの効果が示されているということで、これにつきましては推奨

していくということでございます。

その6番の、やはりこれにつきましては、マスクの推奨、ということで今後も国の指示に従いまして、進めていくというところでご理解いただきたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（三好） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○4番（三好） はい、1番の要望が国の指針を、要望するのは国の指針を精査するという、当然精査して要望をあげるわけですから、ちょっと順番が逆ですね。要望、もう精査した上でのお話ですから。だからこれもう一回答弁をお願いします。どの状態で。もう答えになっていませんから。

で、2番目。厚労省のホームページに示されているから、これが根拠になるっていうのは厚労省に問い合わせたということになりますね。厚労省に問い合わせたからご答弁いただきたいと思います。これは私が国に問い合わせた上でお示しただけですでしょうかということで、問い合わせ、その、問い合わせたら違う回答が返ってくるという事実がありますので、そここのところを調べてないというので、再度問い合わせただけですでしょうか。

で、ワクチン後遺症、ごめんなさい、コロナ後遺症というのがある、新型コロナ、普通のコロナと違う、普通のインフルエンザとの違いがあるということですが、これワクチンの後遺症ではないかという疑いもありますので、そこらへんは割り引いて考える必要があると思います。マスクを推奨していく、これマスクの、この前オランダで、デンマークですね、デンマークでRCTテストというものがありません。これはマスクをした人とマスクをしていない人と、これエビデンスレベルが上から2番目で非常に高いものとなっております。で、これで両方比較した場合にですね、全くほとんど差異は見られない、マスクをしててもかかる、マスクをしてなくてもかかる、逆に言うとマスクをしててもかからない、マスクをしているからかからないんじゃないかと、してなくてもかからない。そういう形の非常にエビデンスレベルが高い研究っていうのも出てきております。ですので、国が間違ってるかもしれないんですよ、これ。で、そもそも国が根拠論文だとかそういうのをい出してない時点で、イメージでやってるって可能性があるんですよ。ていうかイメージでやってるんですよ。他の国はもう答えを出してマスクをもうどんどん外していつてるんですよ。その事実を深く受け止めてですね、で、ちゃんと対応してほしいんですよ。で、答弁も憶測じゃなくってですね、ちゃんと問い合わせ、ちゃんとしていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） 三好議員の再々質問についてお答えいたします。先ほどおっしゃいました①②の、住民の方の要望があった場合どうするかということでございますが、やはり基本的には先ほど言いましたような国の指針とかそういった根拠、研究の

もとにマスクの着用が示されておりますので、それを吟味してという意味でございます。ですから、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

それから③の問い合わせ。これについては、問い合わせではございませんが、一応これ厚労省のホームページ、これに載っております。国のホームページを我々は信用しております。ですから、一応これについてはそういう回答でご理解いただきたいと思えます。

あとデンマークの研究の話でございますが、私も目にしたことはございますけれども、基本的に一応国の指針というものはいろんな研究、それから大学の実験、そういったものを含めて最高レベルの、国の、国家レベルの調査機関が調べてそれで対応、分科会とかそれから有識者会議それで練られたものがここで出されてきてる。ですからもし、それが影響するのであれば、そちらのほうが取り上げるというふうに考えております。ですので我々はそういう国の指針に則ってやっていくということでご理解いただきたいと思えます。以上で答弁を終わりたいと思えます。

○議長（河野） 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○4番（三好） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○4番（三好） ここでまず、前提条件として、私は国を疑っております。国は戦時中だとか多くの嘘を国民に対してついてきた経緯があつてのことです。時と場合によっては国は外交問題だとか国際的な協調関係ということで国民に真摯な態度をずっととってきたとは言えない。そのことを鑑みまして私は質問しております。ですので、国を信じ切る、この姿勢はまず改めていただきたい。私たちが一人ひとりの頭で考えて情報を取ってその上でやらないと、もしこれが戦争だったら鬼畜米英だとかそういう形で極端に私たちが扇動される可能性があるということを強く念頭に置きまして、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

「新型コロナワクチン接種推進の見直しについて」。新型コロナワクチンは予防効果も重症化を防ぐという医学的根拠も乏しく、逆にワクチン接種者が感染しやすくなり、死亡や重症化を来し、未接種者が感染しにくくなり、死亡や重症化率が低くなるという逆転現象が起きているという論文やリポートが世界中で報告され始めました。

ワクチン接種を先進した、イスラエルではもはやワクチン接種をする人は皆無に近く、イギリス、イタリア、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、カナダがそれに続き接種率の低迷が著しくなっています。一方、日本だけが接種を声高に推進し、接種率が高止まりしています。打てば打つほど感染が広まり、日本は今や世界のコロナ陽性大国になってしまいました。

イギリスでは新型コロナをインフルエンザと同等に格下げし、全ての新型コロナ感染症対策を撤廃、フランスでも入国規制やワクチン接種確認などを取りやめています。通常のインフルエンザより毒性が弱いと証明されているのですから、当然の対応だと私は思いますが、残念ながら、日本は国民に7回打てる量のワクチン8億回分を購入

してしまっている為なのか、特定感染症2類から5類に下げるという議論を仄めかしながらも全く接種が必要ない子ども達にまで、命を危険に晒しながらワクチンの接種を推進しています。

ワクチンのブースター接種は長期の人間の免疫を下げるリスクが大きすぎ、直ちに中止すべきだと、静岡県、岡村記念病院の心臓血管外科・下肢静脈瘤センター長の山本賢二医師が2022年7月23日に米国で論文を発表しました。ワクチン接種開始以降、世界中で超過死亡が深刻なレベルで増えており、併せて癌も増えております。ターボ癌と言われ、ある症例ではブースター接種を挟んだ22日間で劇的に癌が進行したとの報告があります。心筋炎も1万%増えています。2021年11月21日にはFIFA所属のサッカー選手が心臓突然死が2021年に500%増加したとの報告があります。イスラエルのメディアが全リスト付きで詳細な数を報じています。2022年4月8日の報告では世界中で540人のアスリートがワクチン接種後に死亡、833人が心停止やその他の深刻な問題を抱えているそうです。2022年5月11日の英国の公式統計ではワクチン接種した14歳以下の子どもの死亡率は未接種者の子どもの5千%に達するそうです。2022年6月21日の報告では米国のデータにおいて、ワクチンが帯状疱疹の症例を4千%以上増加させることが書かれています。2022年7月19日、CBNewsでは手足口病が9週連続増加し、2県で警報基準値超、千葉県内で大きな流行が発生しています。全ての新型コロナワクチンサンプルから有害な金属化合物が検出されていると毒物学者であるヤンチ・リンセイ博士はエポックタイムスで警告し、モンタニエ博士は武漢株に対応するワクチンにHIV遺伝子が組み込まれていて、最終的に抗体依存性増強、またはADEで死亡するとまで言います。世界中のワクチン接種を受け重症化している人々はエイズのような免疫不全症状を示しているそうです。サル痘の流行とmRNAワクチンの接種流行地域も重なります。梅毒と帯状疱疹が世界的に増えています。これらは全て免疫不全に関連して発症する病気です。さらにmRNAワクチンによる血管・臓器損傷は反論の余地のない証拠として突きつけられています。

第83回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでは未接種者よりも2回目接種者よりも陽性者数が高くなっている。なお、この回は4月の第3週に厚生労働省の未接種者の陽性者数を高く見積もっているデータ改ざんが露見し、データ修正が行われた後にこの事実が露呈しました。さらに今接種されているワクチンは武漢株からデルタ株対応のものでオミクロン株対応は5回目以降というではないですか。今流行のウイルスに効かないことが証明されているワクチンをなぜ進めて免疫破壊を行うのでしょうか。新型コロナウイルスの分離は不可能で存在証明もなされていませんから、そもそもこのデルタ株、オミクロン株というものも存在するのかわかりません。ウイルスそのものの存在証明も今の科学ではできないということをご存じでしょうか。さらに言うと過去3年間のコロナ対策費77兆円で、内12兆円のコロナ予備費は使途不明金。最終的に用途を特定できたのは6.5%の8千億円強。9割以上は具体

的にどう使われたかがわかりません。このような疑惑だらけで本末転倒の新型コロナ対応mRNAワクチン接種の推進を綾川町には町民の命を守るためにも即刻やめていただきたいと切実にお願いいたします。ワクチン接種推進は自治体に任されているのですから、これらの報告の真偽を確かめる間、推進を取りやめ、十分に精査していただきたいと思います。最後に付け加えまして、高齢者の命を守るためにワクチンを若者に打たせるのは科学的な合理性が全くないという事を踏まえ答弁をよろしく申し上げます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

ワクチン接種は国が推進している事業であります。様々なデータを検証し、また、専門家の意見も聞きながら、ワクチン接種によるメリットがリスクを上回るという結論の元、接種を行っております。もちろん、最終的に接種を決定するのは個人ですが、ワクチンのメリット、デメリットに関する情報も公開されており、判断の材料が提供されております。現在、インターネット上では新型コロナウイルスやワクチンに関する様々な情報が提供されております。町は、住民の方に対して、ワクチン接種のデメリットも含めた正確な情報を提供し、今後もワクチン接種の推進を行ってまいります。

ワクチンの接種状況は年齢が下がるほど接種率が低い傾向にあります。若い世代は感染しても重症化しにくい傾向があることや、高齢者に比べてワクチン接種後の発熱等の副反応が出やすいことが一因になっていると思われませんが、若い世代においてもコロナに感染すれば重症化することもあります。そのリスクを抑えるためにも、感染すれば重症化しやすい高齢者はもとより、全世代の対象者にワクチン接種の推進を図っており、今後も継続して行ってまいります。以上、答弁といたします。

○議長（河野） 三好君に申しつけます。質問時間が、あと1分44秒なんですね、ただいまの質問で答弁いただきました。あと、3問目の質問もございますね。それをどのようにしますか。再質問でいきますか。

○4番（三好） 再質問で。

○議長（河野） はい、三好君。

○4番（三好） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○4番（三好） はい、一貫して推進をしていくという答弁をいただきましたけれども、日本だけなんですね、この推進していくというのは。海外はもう取りやめていくという流れにあります。で、なぜこの日本だけ推進していくか、これもう一回調べていただきたいと思うんですね。ワクチンの在庫処理である可能性が非常に高いです。さらに、ワクチン接種推進すると行政が普通交付金を多くもらえますよね。これは0.5%未満だったら1倍、それ以上だったら1.1倍、1.2倍、1.3倍というふうが増えていくと聞いておるんですけどもこれは本当でしょうか。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。東曜議員の再質問について、いわゆるワクチン接種にかかる経費が国からの臨時交付金での適応がされておるといようなご質問かと思いますが、確かに内容、ワクチン接種に対しまして交付金の受入れはありますので、それが何%かはちょっとここでは確認できませんけれども、国として交付される交付金を活用して町としては推進しておるといことをご理解いただけたらと思います。

○議長（河野） あと1分ありますので再々質問いきますか。

○4番（三好） はい。

○議長（河野） はい、三好君。

○4番（三好） はい。

○4番（三好） はい、国の方、ありがとうございます。人の命を危険に晒して、お金と比べるということではできないので、是非このところは考えないで、命というところを考えていただきたいと思います。それですね、このmRNAワクチン、今接種されてるワクチンは厚生労働省だとか全世界で治験中のワクチンですので短期的なことっていうのは、過去に打ったあとのデータで分かっていますけども、長期的な、中長期的なことがわかってない。これ危険であるという指摘がめちゃくちゃいっぱい寄せられているわけですよ。この治験中であるワクチンっていうのを住民に十分説明して、で安全であると、打ちなさい、国が勧めているから打ちなさいと、でも国も治験中であるというのをわかってるので、ご協力いただいているという、住民に、そういう形になっていると思うんですけども、こういう危険なことはやめていただきたい。本当に。即刻中止して。で、メリットがほとんどないんですから。これちゃんと調べてください。ほとんどないですよ。打てば打つほどコロナウイルス陽性率が上がり、打たない人は元気なままっていう、そういう逆転現象がもう起きてるんですよ。さらに言うと、スパイクタンパクが卵巣だとか精巣だとかに溜まって、将来的、中長期的に不妊になる可能性まで指摘されているんです。こういったことを真摯に受け止めて、町の方は調べる。まず、その真偽のほどを調べる、これからやっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） はい。三好議員の再々質問にお答えいたします。この新型コロナワクチン、メッセンジャーRNAワクチンでございますが、国の方としましては、治験、この辺につきましては専門家に任すしか、我々がどうのという話ではないと思います。このワクチンの情報でございますけれども、これは国の方がデメリットをメリットの方が上回るということで、推奨しておる。ですからそれについて、法律に基づき我々は進めていくということで、一丸となってこのコロナを撲滅していくという方向で、推進していくということでございます。ご理解いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河野） 以上で三好東曜君の一般質問を終わります。

○議長（河野）私語は慎むように。

○議長（河野）以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（河野）お諮りいたします。これより日程の順序を変更し、日程第10、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議いたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、日程第10、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議することに決定いたしました。

○議長（河野）「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く14名をもって決算審査特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長及び議会選出監査委員を除く14名をもって、決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（河野）この後、休憩を予定しておりますので、その間に、委員会条例第8条第2項の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時 7分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をいただいておりますので、ご報告いたします。

○議長（河野）決算審査特別委員会の委員長に8番西村宣之君、副委員長に7番植田誠司君がそれぞれ決定いたしましたので、ご報告いたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野）これより、委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第1号から議案第6号まで、請願第1号及び陳情第1号についてを、それぞれ所管する常任委員会に、また、議案第7号については決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号までを、請願第1号及び陳情第1号についてを、それぞれ所管する常任委員会に、また、議案第7号に

については決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野） これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

○議長（河野） 次の本会議は、9月15日 午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後3時 8分

令和4年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第120号

令和4年9月15日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第4回定例会を招集する。

令和4年 9月 2日

綾川町長 前 田 武 俊

開会 令和4年9月 9日 午前 9時30分

閉会 令和4年9月15日 午前10時52分 (会期7日間)

第2日目 (9月15日)

出席議員15名

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 大 西 哲 也 |
| 2番 | 森 繁 樹 |
| 3番 | 小 田 郁 生 |
| 4番 | 三 好 東 曜 |
| 5番 | 松 内 広 平 |
| 6番 | 十 河 茂 広 |
| 7番 | 植 田 誠 司 |
| 8番 | 西 村 宣 之 |
| 9番 | 大 野 直 樹 |
| 10番 | 岡 田 芳 正 |
| 11番 | 井 上 博 道 |
| 12番 | 福 家 功 |
| 13番 | 福 家 利 智 子 |
| 14番 | 鈴 木 義 明 |
| 15番 | 河 野 雅 廣 |

欠席議員

安 藤 利 光

会議録署名議員

- | | |
|----|---------|
| 5番 | 松 内 広 平 |
| 6番 | 十 河 茂 広 |

職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 水 谷 香 保 里 |
| 総 務 課 副 主 幹 | 穴 吹 由 美 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 津 村 高 史 |

地方自治法121条による出席者の氏名

| | | |
|-------------------------------------|---|--------------|
| 町 | 長 | 前 田 武 俊 |
| 副 町 | 長 | 谷 岡 学 |
| 教 育 | 長 | 松 井 輝 善 |
| 総 務 課 | 長 | 宮 前 昭 男 |
| い い ま ち 推 進 室 | 長 | 福 家 孝 司 |
| 支 所 | 長 | 宮 脇 雅 彦 |
| 税 務 課 | 長 | 宮 本 佳 和 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 岡 下 進 一 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 小 泉 秀 城 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 | 長 | 横 井 邦 洋 |
| 建 設 課 | 長 | 田 岡 大 史 |
| 経 済 課 | 長 | 福 家 勝 己 (欠席) |
| 副 支 所 長 兼 長 柄 ダ ム 再 開 発 事 業 推 進 室 長 | | 松 原 敏 和 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 緒 方 紀 枝 |
| 保 険 年 金 課 | 長 | 土 肥 奈 緒 美 |
| 陶 病 院 事 務 | 長 | 辻 井 武 |
| 健 康 福 祉 課 | 長 | 土 肥 富 士 三 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 杉 山 真 紀 子 |

傍聴人 3 人

○議長（河野）おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。

○議長（河野）ここで、福家経済課長より、欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

○議長（河野）それでは、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、大野直樹君。

○議会運営委員長（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○議会運営委員長（大野）おはようございます。ただいま、議長に求められました、議会運営委員会の報告を申し上げます。本日9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

本定例会開会以降、これまでに1件の追加案件が提出されました。提出された案件は、「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書について」です。この案件につきましては、今定例会初日に本会議において、建設経済常任委員会に付託した陳情書の審査を終えたことに関連し、発議されるもので、当委員会としては、今定例会で審議することが妥当として決定し、日程に追加することにしました。この後、各常任委員会及び特別委員会の委員長の報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、6月の全員協議会で、「今後の議会のあり方について、協議を進めていく」となっておりました件で、先ほど、開催されました全員協議会において、「検討会」という位置づけで、構成議員も決まりましたことから、この後、議長発議による「議員派遣」の議決を行い、本日、定例会閉会後に、第1回目の「検討会」を第2会議室において、開催いただきたいと思いますので、「検討会」構成議員の方は、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本日、陳情第1号に対する発議第2号、「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書について」が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。

す。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野)「異議なし」と認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに、決定いたしました。

○議長(河野)次に、議会運営委員長の報告にありました、議員派遣について、お諮りいたします。議員派遣の件については、配布資料のとおり派遣することといたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野)「異議なし」と認めます。よって、議員派遣については、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長(河野)これより、委員長報告を行います。

○議長(河野)委員長の報告を求めます。

○議長(河野)総務常任委員長、松内広平君。

○総務常任委員長(松内)はい、議長。

○議長(河野)はい、松内君。

○総務常任委員長(松内)はい、5番、松内です。

○総務常任委員長(松内)ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月12日午前9時30分より、綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールにおいて総務常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また6名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。

本定例会で当委員会に付託された案件は6件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援措置として、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などの措置を講ずるための条例の一部改正し、10月1日より施行する。」合わせて、関連する「綾川町職員の育児休業等に関する規則」、「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「綾川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「綾川町職員の給与に関する規則」の一部改正についても説明がありました。

委員より、「令和5年4月1日からは、育児休業の取得状況の公表が義務化される。職員が育児休業を取れるように啓発を十分にして欲しい。条例中の『非常勤職員』の文言は、『会計年度任用職員』としてもらいたい。」との質問があり、執行部より、「職員への周知は、機会を捉えて行っていく。『非常勤職員』の文言については、今回の条例改正については、県の指導によるものである。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第2号「綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づく過疎地域の課税免除・不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法の一部が令和4年3月31日に改正されたことに伴い、項ズレ等が生じているため、条例の一部の改正が必要となったもので、今回の改正は、租税特別措置法の引用を改める改正であり、また、令和4年4月1日以後に改正する場合であっても、附則の規定は遡及及び経過措置等を定める必要がないため、公布の日からの施行となるものである。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第4号「物品売買契約の締結について」執行部に説明を求めました。執行部より、「令和4年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車を更新整備するもので、指名競争入札を執行した結果、株式会社福島商会 代表取締役 福島 桂子氏と、消費税込み1,518万円で9月1日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より、「現在使用している装備品で使用できるものは引き続き使用するとの考えだが、具体的にどんな機材があるのか。

また、それにより契約金額が変更になることはあるのか。」との質問があり、執行部より、「ホース、双口媒介など使用できるものは引き続き使用するが、契約金額が変更することはない。」との答弁がありました。また、委員より、「軽トラックは、廃棄するのか。」との質問があり、執行部より、「廃棄処分する。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第5号「令和4年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」執行部に説明を求めました。補正予算全体の説明として、執行部より「今回の補正は、全体で1億5,155万6千円を増額し、歳入歳出の総額を112億5,406万8千円とするものである。歳出については、議会費、総務費の総務管理費及び徴税费、教育費の教育総務費及び社会教育費の各項において、人事異動等に伴う人件費の補正である。」との説明がありました。

また、総務課関係では、「総務管理費の一般管理費で職員のPCR検査を実施するための検査委託料を増額補正、財産管理費で表示登記委託料を増額補正、地方振興費で計上していた「ことடன்挿頭丘駅エレベーター整備設計業務」の業務委託料を減額し、補助金で地域公共交通確保維持改善事業費の綾川町交通サービスインバウンド対応支援事業補助金として増額補正、公共交通バリアフリー化推進補助金を減額、新たに（仮称）バスロケ搭載公共交通サービス水準向上支援事業補助金を増額計上するものである。災害復旧費の飲料水供給施設災害復旧費では、渇水により水不足になっている西分猪尾地区の飲料水確保事業として飲料水の運搬業務委託料、水道企業団への飲料水負担金、設備交換に係る費用の補助金を増額補正するものである。」との説明がありました。

また、教育委員会関係では、「教育費の教育総務費で、学校感染症対策検査実施事業

負担金として、PCR・抗原検査費用の町負担金の増額補正、学校給食関係では、学校給食費の材料費値上がりに対する保護者負担部分を補助する増額と、コロナ陽性者への給食費返金部分を町費負担とする増額補正である。

次に小学校費で、滝宮小学校が県の『学力向上モデル校事業』に指定されたことによる事業費の報償金と消耗品費、感染症対策用消耗品として小学校における抗原検査の消耗品費、電気代値上げに伴う光熱水費、町単独事業としてPCR検査業務を行うための業務委託料等の増額補正である。

また中学校費では、小学校費と同様に抗原検査の消耗品費、PCR検査業務の業務委託料の増額、綾上学校給食調理場の電気代値上げに伴う光熱水費、老朽化した蒸気ボイラの更新事業として給食用備品費の増額補正である。」との説明がありました。

また、歳入について、総務課関係では、「普通交付税の増額補正、繰入金で財政調整基金繰入金の減額補正、諸収入で香川県広域水道企業団派遣職員給与等負担金の増額補正である。」との説明があり、教育委員会関係では、「県支出金で学力向上モデル校事業委託金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「挿頭丘駅のエレベーターの設置・維持管理における費用負担については関係者と十分協議できているのか。また、実証実験運行の坂出綾川線路線バスについては、近隣の市と連携し、ルートや利便性の向上などを改善してもらいたい。」との質問があり、執行部より、「挿頭丘駅のエレベーターの設置については、関係機関と協議を進めている。坂出綾川線路線バスについては通勤通学で利用されているので関係市と連携していきたい。」との答弁がありました。

委員より、「既存蒸気ボイラの定期点検等の状況について」質問があり、執行部より、「毎年点検を実施し、修繕を行いながら更新時期を検討してきたが、配管内部の状態悪化や付属機器の故障等もあり、早急な更新が必要と判断した。」との答弁がありました。

委員より、「PCR検査は無意味であるため、補正予算には反対する。その予算により学校給食の改善を行って、免疫の向上によるコロナ対策を図ってはどうか。」との質問があり、執行部より、「PCR検査費は、検査体制を充実させてコロナ感染拡大を防止するための補正である。また、給食の有機食材利用等の食材変更には、経費負担の増額が必要であるので、今後の研究課題としたい。なお、今回の補正予算は、給食食材費の値上がり部分を町費負担として、食の質を下げないように措置するものである。」との答弁がありました。

委員より、「コロナ禍における学校給食費補助事業補助金について、来年度も物価高騰が継続していた場合は、補助を継続するのか、それとも給食費を値上げするのか、現時点での方向性について」質問があり、執行部より、「今回の補正は財源として国の臨時交付金を充てている。現時点では次年度の交付金の有無が不明であり、今のところ給食食材費は保護者負担としているため、状況によっては給食費の値上げとなる可能性がある。」との答弁がありました。

他に質問はなかったため、挙手採決の結果、賛成多数により執行部の原案どおり承認

することに決しました。

次に、請願第1号「こども園、学校、公民館等における子どもの健全な育成を求める請願書」について、まず、議会事務局より、受理の経緯や請願内容等の説明を受けた後、紹介議員の出席を求め、請願の趣旨説明を受けました。また、参考として、執行部より学校現場における現状報告の説明も受けました。

委員より、「既に教育委員会が、厚労省や文科省のガイドラインに沿って取組んでいるなかで、このような請願を採択することには反対である。」他の委員から、「マスクが感染症の予防になるという科学的根拠は示されておらず、諸外国の状況を見ても、マスクの必要性は感じないため、採択することに賛成である。」また、「マスク着用による弊害の改善余地はあると思うが、現状、マスクの非着用を推奨することは難しく、国のガイドラインに沿って取組んでいる町の方針を優先すべきと考え、全部を賛成することはできない。」

また、「国も町もマスクを強制していないなかで、今回の請願の中身において、マスクの非着用による差別や偏見が最大の問題点であると考え。そのようなことは決してあってはならないことであり、その部分に関しては、理解できることから、その一部分を採択する、という取扱いでお願いしたい。」などの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、「採択」「不採択」「一部採択」という3通りの審査結果を諮ることについて、「会議規則上、『一部採択』という審査結果はないが、町村議会の運営に関する基準に基づき、『一部採択』として採決することも可能なことから、この3通りの意見について、「討論」を行いました。

まず、採択に反対の委員より、「いじめや人権の問題は、コロナ禍に入る前からずっと継続的に教育委員会が取組んできていることであり、今回のマスクの取扱いも国の指針に従って指導している、ということなので、マスク非着用を推奨するといった趣旨の請願には、反対である。」との意見がありました。

次に、一部採択に賛成の委員より、「差別や偏見から守ることなど採択できる部分を付して一部採択とすればよい。」また、「理解できる部分と理解できかねる部分とが混在しているため、一部採択としたい。」また、「意見が分かれているなかで、項目も複数あり、内容も多岐にわたっていることから、賛成か反対かの2択の結論を出すのは難しいので、一部採択が望ましい。」などの意見がありました。

ここで、討論を終結し採決に移りました。挙手採決の結果、総務常任委員会としては、賛成多数で「マスク着用非着用者に関わらず差別や偏見から守ること」の一部を採択する、『一部採択』とすることに決しました。

次に、報告第1号「令和3年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」執行部に説明を求めました。執行部より、「実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、及び資金不足比率については該当なし、実質公債費比率は△2.4%であり、健全に運営されている。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案外審議のなかで、重要と判断した事項について、ご報告いたします。

執行部より、「ふるさと納税について」説明がありました。これに対し、委員より、「自然環境の保護・保全の寄付金についてどのように使用しているのか。要望として、寄附金の使い道の見える化に取り組んでもらいたい。」との質問があり、執行部より、「自然環境の保護・保全での事業での運用を行っている。」との答弁がありました。

また、委員より、「寄付した人からこの項目以外に具体的な要望はあったか。項目以外で滝宮の念仏踊のユネスコ登録などの項目を追加してはどうか。」との質問があり、執行部より、「要望については、確認する。新たな項目については、今後の研究課題とする。」との答弁がありました。

委員より、「2020年から西分地区を活性化するという事でUDN女子サッカーチームが活動しているが、現状を報告してもらいたい。また、男子トイレに汚物入れを設置することをどう考えているか。」との質問があり、執行部より、「UDNについては、現在10名で活動している。今年度は、リーグ戦には参加できていないが、西分公民館でのサッカー教室やサッカーのイベントを行っている。男子トイレへの汚物入れの設置については、現状、庁舎の多目的トイレは設置をしている。男子トイレへの設置については、ブースのスペースの問題もあるので研究していきたい。」との答弁がありました。

委員より、「外部メールにより町へ問い合わせをしているが、返答がないとの苦情を聞いた。綾川町には、メール対応マニュアルがあるのか。職員への研修を行っているのか。」との質問があり、執行部より、「総務課から関係課にメールを転送して、対応している。返信をしたかどうかは確認できていない。また、メール対応マニュアルはなく、職員への研修まではしていない。今後の対応は考えていく。」との答弁がありました。

委員より、「本庁舎の老朽化による建て替えの計画は。」との質問があり、執行部より、「庁舎については、綾川町個別施設計画において10年間で対応を検討していくこととしている。内部でも検討を始めたところであり、計画については、しかるべき時期に報告したい。」との答弁がありました。

すべての審議を午前12時3分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

以上で総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 十河茂広君。

○厚生常任委員長（十河） 議長。

○議長（河野） 十河君。

○厚生常任委員長（十河） はい、6番、十河です。

○厚生常任委員長（十河） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月12日、午後1時30分より午後2時20分までの間、綾南農村環境改善センター2階・多目的ホールにおいて、厚生常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局長が出席し、また、6名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、さっそく審

議に入りました。本定例会で当委員会に付託された案件は、議案2件であり、これより審議の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第3号「物品売買契約の締結について（令和4年度綾川町保育支援システム用タブレット端末等導入事業）について」説明を求めました。執行部より、「令和4年度綾川町保育支援システム用タブレット端末等導入事業の入札会を8月31日に実施し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社四国支社長 堀野 卓氏と、消費税込み1,484万5千600円で9月1日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。主な内容は、綾川町保育業務支援システムを稼働させるため、各こども園と一時保育施設にタブレット端末等79台を購入するもので、納期は令和4年11月30日である。」との説明がありました。委員より質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第5号「令和4年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」の説明を求めました。

執行部より、歳出について、「全体で、人事異動に伴う人件費の補正のほか、「総務費」の「一般管理費」では、老健から指定管理施設へ移行した職員に対する現給保障として特例措置交付金を、人員の移行実績により不足分を増額補正したとの説明がありました。

また、「民生費」の「社会福祉総務費」では、コロナウイルスによる自宅療養者等への生活支援物資配布業務委託料である。実績は昨年度が5件、今年度は33件との説明がありました。「老人福祉費」では、在宅老人福祉の業務の人員不足を補う、会計年度任用職員の雇用に対する費用、「臨時特別給付金費」では、令和4年度非課税世帯に対する給付金及びシステム改修費用である。「児童福祉費」では、こども園と放課後児童クラブで、PCR検査キットを使用した検査を実施するための委託費用、こども園において、物価上昇等に伴う電気料金の値上げによる電気料、及び給食用食材の賄材料費の増額補正である。また、返還金は、令和3年度で実施した「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」と「子育て世帯への臨時特別給付金」の事業費確定に伴う国庫への返還金である。との説明がありました。

「衛生費」の「ごみ処理費」では、原材料と輸入コストの高騰により指定ごみ袋の購入費の増額補正、「し尿処理費」では、し尿貯留場処理施設擁壁修繕工事の区画延長に伴う実施設計及び工事費の増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入について執行部より、「「国庫支出金」の「民生費国庫補助金」では、臨時特別給付金補助金について歳出補正分を増額し、非課税世帯給付金及び事務費に対し全額補助である。」との説明を受けました。

委員より、「コロナ支援物資の配布について、保健所の対応が遅れることがあるが、町の支援体制はどうなっているか。」との質問があり、執行部より、「陽性者は県が支給、濃厚接触者等には町が支給しているが、保健所の支給が間に合わなければ、感染者からの問い合わせに対し、町が代わって支給したこともある。」との答弁がありました。

また、委員より、「給付金関係の書類の郵送について、郵便トラブル等により届かないということはなかったか。」との質問があり、執行部より、「今のところそのような報告はない。」との答弁がありました。

また、委員より「放課後児童クラブでの抗原検査とPCR検査の使用方法について」質問があり、執行部より「小学校の長期休業期間などで使用を想定している。使用方法は、抗原検査は、コロナウイルス感染症の疑いがある場合に、PCR検査は、クラス単位でコロナウイルス感染症の発症が確認された場合で、今後、感染が拡大するような状況になる場合、拡大防止の観点から無症状者を対象にPCR検査を予定している。また、検査機関は、(株)四国中検に委託し、検査日の15時までに検体を提出すれば、翌日の夕方には検査結果報告を受けられる。また、こども園も同様の方法で実施する。」との答弁がありました。他に委員より質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案外審議のなかで、重要と判断した事項について、ご報告申し上げます。

まず、執行部より「令和4年度綾川町立羽床上こども園改修工事」について、「羽床上こども園の外壁塗装は、全体的にはベージュ色を基本として仕上げる予定。現在の工事進捗率は15%である。」との説明がありました。

次に執行部より、「オミクロン株対応ワクチンの接種及び、5歳から11歳の小児に対する3回目接種について」、「令和4年度インフルエンザワクチン接種に対する助成について」の説明がありました。

これに対して、委員より、「コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時に接種できるのか。」との質問があり、執行部より、「同時接種が可能である。」との答弁がありました。

また、委員より「オミクロン対応ワクチンは集団接種でも接種を行うのか」との質問があり、執行部より、「接種状況により判断していく。」との答弁がありました。また、執行部より、「綾川町国民健康保険条例施行規則」について、「新型コロナウイルス感染症に起因する傷病手当金の適用期間を、本年12月31日まで延長するため、一部改正を行う。」との説明がありました。

また、委員より、「ワクチン接種証明について、全てのコンビニエンスストアで発行できるのか」との質問があり、執行部より、「現在発行できるのは、本町周辺ではセブンイレブンのみである。今後増えていくと思われる。」との答弁がありました。

また、執行部より「マイナンバーカードの活用としてコンビニ交付の進捗状況」について、「デジタル推進室と協議を進めており、令和5年2月からの運用を目指す。」との説明がありました。

以上で厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任副委員長 小田郁生君。

○建設経済常任副委員長（小田）議長。

○議長（河野）小田君。

○建設経済常任副委員長（小田） 3番、小田です。

○建設経済常任副委員長（小田）ただいまより、建設経済常任委員会の審議内容をご報告いたします。

去る、9月13日午前9時30分より午前10時36分までの間、綾南農村環境改善センター2階・多目的ホールにおいて建設経済常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員4名（欠席1名）と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局長が出席し、また9名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、さっそく審議に入りました。本定例会で当委員会に付託された案件は、3件で、これより審議の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第5号「令和4年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」説明を求めました。執行部より、債務負担行為補正の説明があり、「コロナ禍における農業者に対する支援事業の、「農業経営継続安定化対策事業補助」、「肥料価格高騰対策事業補助」について、年度をまたがる経費支出となるため、次年度以降の債務を負担するための補正を行うものである。」との説明がありました。

続いて歳出の説明があり、「環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業として申請件数の増加に伴う増額、農業総務費、農地費、土木総務費、住宅管理費、公共下水道費では人事異動に伴う人件費関係の補正、農業振興費、畜産業費では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等により影響を受けた農業者に対する支援事業として、「原油価格高騰対策緊急支援事業補助金」、「農業経営継続安定化対策事業補助金」、「肥料価格高騰対策事業補助金」、「畜産農家経営継続支援事業補助金」の増額補正、商工支援費では、同じくコロナ禍における事業者に対する支援事業として、「中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給」、「原油価格高騰対策緊急支援事業補助金」の増額補正、観光費では、柏原溪谷キャンプ村管理運営費の財源振替の補正である。」との説明がありました。

続いて歳入の説明があり、「合併処理浄化槽設置整備事業に係る国及び県補助金の増額、柏原溪谷キャンプ村の新うどん県泊まってかがわ割県補助金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「コロナ禍で社会や経済情勢が不安定であるが、今後も状況に応じた経済対策をお願いしたい。」との要望がありました。

また、委員より、「肥料価格高騰対策事業補助金について、農協以外の店舗から肥料を購入した場合は領収書が必要になるのか。」との質問があり、執行部より、「経費額確定のため、領収書の提出が必要である。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第6号「令和4年度綾川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。執行部より、「人事異動に伴う人件費の増額補正である。」との説明がありました。

特に委員より質問もなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、陳情第1号「『農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に

関する意見書（案）」の採択を求める陳情書』について説明を求めました。議会事務局より、受理の経緯や陳情内容等の説明があり、委員より、「県内市町の取扱い状況は。」との質問があり、事務局より、「他市町の状況は不明だが、香川県議会においては、同様の意見書が採択されている。」との答弁がありました。

他に委員より意見はなく、委員全員、異議なくこれを採択することと決し、最終日の本会議に議員発議として、意見書を提出することといたしました。

次に、議案外審議のなかで、重要と判断した事項について、ご報告いたします。

執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」説明がありました。

委員より、「道の駅の駐車場について来場者が増えているが、駐車場の状況はどうか。」との質問があり、執行部より、「指定管理者からは、ショップ前の駐車場は満車により混雑することがあるが、第二駐車場まで満車で入れないといった状況はないと聞いている。」との答弁がありました。

また、委員より、「バス専用駐車場に一般車両が駐車しているのを見かけるがその対策は。また、道の駅への案内看板をもっと増やしてはどうか。」との質問があり、執行部より、「バス専用駐車場対策については、道の駅指定管理者である穴吹エンタープライズに今回のご意見を伝える。また、案内看板の設置は、他の機関との調整もあり、今後の検討課題とする。」との答弁がありました。

また、委員より、「町と、道の駅指定管理者である穴吹エンタープライズとの契約内容について」の質問があり、執行部より「契約に関する仕様書を提示する。」との答弁がありました。

また、執行部より、「羽床財産区の廃止について」説明がありました。

委員より、「他の財産区の状況についてはどうか。」との質問があり、執行部より、「本年12月に財産区議会議員が改選されるため、その後、各財産区と方向性を協議していきたい。」との答弁がありました。

以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野） 決算審査特別委員長、西村宜之君。

○決算審査特別委員長（西村） 議長。

○議長（河野） 西村君。

○決算審査特別委員長（西村） ただいまより、決算審査特別委員会の協議結果をご報告申し上げます。

9月9日、今定例会初日の本会議休憩中、及び同日の本会議終了後に、決算審査特別委員会を開催いたしました。当委員会の開催にあたっては、議会から決算審査特別委員会委員14名及び議長、議会事務局長が、当局からは、前田町長、谷岡副町長、松井教育長、宮前総務課長に出席を求め、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。なお、特別委員会の構成委員、また正・副委員長につきましては、今定例会初日に議長より報告のあった通りですので、重ねての報告は差し控えます。

させていただきます。

まず、本定例会において、当特別委員会に付託された「議案第7号 令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」の審査につきましては、12月定例会までの「継続審査」といたしました。

次に、審査の日程については、議会、並びに執行部の諸行事等を考慮し、10月14日（金）、10月17日（月）、10月18日（火）とし、いずれも、午前9時開会といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、3日間の会議時間につきましては、昨年度同様、時間短縮を行い、半日程度を目安に開催いたしたいと考えております。詳細な時間スケジュールについては、今後、調整でき次第、お知らせいたしますが、執行部からの説明については、主要な事業や特筆すべき事項の説明に留めていただきたいと思います。また、委員におかれましても、決算書・決算説明書等の資料を、事前に十分お目通しいただくとともに、詳細な数字やデータなどの質問がある場合は、事前に、執行部に相談しておくなど、ご配慮いただき、限られた時間を効率よく、有効に審査に充てていただきますよう、双方のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（河野）私語は慎むように。

○議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）議案第1号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び議案第2号「綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について」の2件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第1号及び議案第2号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第3号「物品売買契約の締結について」及び議案第4号、「物品売買契約の締結について」の2件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第3号及び議案第4号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第5号「令和4年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

○議長（河野）本案に対する各委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

- 議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（河野）議案第6号「令和4年度綾川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。
- 議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）議案第7号「令和3年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」を、お諮りいたします。
- 議長（河野）本案は、先ほどの決算審査特別委員長の報告のとおり、12月議会までの継続審査にいたしたいと思えます。これに同意することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって本案は、12月議会までの継続審査とすることに決定いたしました。
- 議長（河野）請願第1号「こども園、学校、公民館等における子どもの健全な育成を求める請願書」についてを採決いたします。
- 議長（河野）この請願書に対する総務常任委員長の報告は一部採択です。総務常任委員長の報告のとおり「マスク着用非着用者に関わらず差別や偏見から守ること。」の部分について一部採択に決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしということでございますので、決します。よって「請願第1号」は、総務常任委員長の報告のとおり一部採択とすることに決しました。
- 議長（河野）陳情第1号「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書（案）の採択を求める陳情書」についてを採決いたします。
- 議長（河野）この陳情書に対する建設経済常任委員会副委員長の報告は採択です。建設経済常任委員会副委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって、「陳情第1号」を採択することに決しました。
- 議長（河野）ここで日程の順序を変更し、追加日程第16、発議第2号「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書について」を、先に審議したいと思えます。これにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって日程の順序を変更し、追加日程第16、発議第2号「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書について」を、先に審議することに決定いたしました。

○議長（河野）追加日程第16、発議第2号「農業における生産資材等の高騰及び産業の飼料価格の高騰に関する意見書」が配付のとおり、3番、小田郁生君から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題といたします。

○議長（河野）提出者から提案理由の説明を求めます。3番、小田郁生君。

○3番（小田）議長。

○議長（河野）小田君。

○3番（小田）3番、小田です。

○議長（河野）小田君。

○3番（小田）失礼いたします。発議第2号「農業における生産資材等の高騰及び畜産業の飼料価格の高騰に関する意見書」の提出について、ご説明を申し上げます。現在、新型コロナウイルス感染症による経済への影響、また、世界情勢の悪化に伴う急激な円安の影響により、肥料及び飼料価格の高騰が続いており、農業及び畜産業農家の経営が極めて厳しい状況になっております。本町においては、今定例会で、執行部より説明があったように、大きな影響を受けている農業や畜産業の農家に対し、町独自に様々な支援事業を展開していく、とのことであり、大変有難いことと思っております。しかしながら、今後の肥料や飼料価格の動向次第では、事態はさらに深刻化し、我が国の農家が壊滅的な打撃を受ける恐れがあることから、日本の農業及び畜産業を守るためにも、国に対し、燃料・肥料・飼料等の価格安定に向けた、さらなる財政措置の確立を求め、農家の負担を軽減するよう対策を講じるよう強く求めるものであります。何卒、本趣旨にご賛同下さるようお願いを申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（河野）これより討論を許します。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。

○議長（河野）これより採決を行います。

○議長（河野）この採決は起立によって行います。本意見書を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野）ありがとうございました。起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）発議第1号、議会運営委員長から、議会会議規則第73条の規定により、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件は、議会運営委員長からの申し出の

とおり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

○議長（河野） 以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

○議長（河野） 従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日の会議を閉会いたしたいと思えます。

○議長（河野） 閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって本定例会は、本日で閉会することに、決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野） 令和4年第4回綾川町議会定例会を閉会いたします。

○議長（河野） ありがとうございました。

閉会 午前 10時52分